

○議事日程（令和3年12月16日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出席議員

1番	西 脇 康	2番	清 水 由美子
3番	小 寺 光 信	4番	北 倉 義 博
5番	岩 永 義 仁	6番	長 澤 龍 夫
7番	大 橋 三 男	8番	吉 田 太 郎
9番	早 崎 百 合 子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	近 藤 晴 彦	総 務 部 長 企 画 財 政 課 長	尾 前 眞 理
総務部税務課長	問 山 剛	住 民 福 祉 部 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	小 里 克 昌	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	近 藤 眞 由 美
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	若 山 実 穂	産 業 建 設 部 長	松 岡 弘 泰
特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 建 設 課 長	藤 田 勝 彦	副特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 水 道 課 長	高 木 善 太 郎
産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	竹 中 修	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 橋 正 人
教 育 委 員 会 事 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	飯 田 泰 代

教育委員会 西脇直樹 消防長 廣澤幸雄
生涯学習課長
消防次長兼 大倉 巧
消防総務課長

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 中島和哉 議会事務局書記 稲川諭実彦

(開議時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和3年第4回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。後段のほうの御唱和をよろしく申し上げます。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、本日の会議の状況をケーブルテレビにより録画放送するため、CCNet係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。

また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和3年第4回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、10番 野村永一君、11番 田中敏弘君を指名します。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、8名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、13番 水谷久美子君。

○13番(水谷久美子君) おはようございます。

それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき3点で質問をいたします。

1点目の質問に入る前に、通告した質問事項に入力ミスがありますので御理解いただきたいと思っております。中小企業振興基本条例の制定についてと通告しましたが、中小企業・小規模企業振興基本条例の活用と地域経済づくりについてと加筆修正させていただきます。

それでは、質問に入ります。

コロナ禍を経験し、本来あるべき地方自治体独自の役割や自立性、連帯経済の役割や可能性の追求が重要になっています。足元の養老町に視点を置き、内部循環型の経済をつくるのが経済社会再生の原点であるのではないかと考えます。

そうした中、全国の先進地では、中小企業振興基本条例の理念に基づく地域を挙げての取組が進められています。昭和54年3月14日に日本で最初に条例を制定したのは、東京都墨田区と承知しています。その後、平成15年から25年にかけて制定が進みました。ちなみに当町では、平成29年3月21日に制定されています。先進地事例としては、北海道の帯広市、宮城県の南三陸町、白石市、京都府与謝野町など、コロナ禍の中で条例の理念を生かし、地域内経営循環を生み出しています。さらに、制定時の地域社会経済情勢と大きく異なることから、条例の見直しも検討されています。

1点目の質問は、当町の中小企業・小規模企業振興基本条例はコロナ禍前に制定されました。現在の養老町の経済構造の実態と地域内経済循環拡大のヒントを把握するための調査事業を行い、条例改正を行うことを提案しますが、見解を伺います。

2点目は、商店リニューアルリフォーム助成制度の創設についてです。

この質問は、2014年（平成26年）6月議会で取り上げていますが、実現には至りませんでした。長期のコロナ禍の今こそまさに求められる施策であり、地域循環型の観点からも再度創設を求め質問するものです。

3点目は、小規模工事契約希望者登録制度について伺います。

この制度とは、町が発注する工事、主に修繕や改善などについて一定金額以下のものは入札によらず、あらかじめ登録していた中小業者に随意契約で発注する制度です。公共事業予算が減少する中、仕事おこしの上で大事な制度と考えます。発注した業者の方々は、町からの頑張れサインと受け止めていただき、経済循環を活発にすると考えますが、見解を求めます。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま水谷議員の御質問3点いただきましたが、個別の案件でございますので私のほうから御回答申し上げます。

まず1点目でございますが、現在本町では、当条例の基本理念に基づき、地元産品の付加価値を高めるブランド化した商品の販売促進や地域資源を活用した観光戦略による域外マネーの獲得など、稼ぐ力を高める商工振興施策を実施しております。

また、これまで様々な移住施策を実施してまいりましたが、コロナ禍により、より一層地方への関心の高まりが見られており、働き方改革の重要性がより現実化してきた今日であることから、テレワーク施設の整備、兼業副業人材支援など、本町での働く機会の提供などを実施し、本町の魅力の発信に努め、国が進める東京一極集中の是正の取組を推進しております。

あわせて、国が進めているデジタルトランスフォーメーションの取組も実施しており、

地域消費活性デジタル化推進事業において、養老P a yによるキャッシュレス化の普及に努め、町内消費の活性化、並びに商工事業者の戦略的経営発展に寄与する取組を実施しております。

このように、現在のコロナ禍における本町を取り巻く中小企業の発展を妨げる状況に置いて、本町の中小企業・小規模企業振興基本条例の基本理念は有効であると考えておりますので、引き続きこの条例を基に地域経済の振興に努めてまいりたいと存じます。

続きまして2点目でございますが、現在、商工振興施策において、昨年度実施いたしましたインキュベーション促進事業の後継として、養老町小規模事業者ネクストチャレンジ事業を実施しております。

こちらの事業につきましては、町内の空き家、空き店舗を利活用し、事業を始められる方への助成や販路拡大や業務効率化、新分野展開のための経費の一部に助成を行うなど、幅広い支援を行う事業でございますので、新たに商店リニューアルリフォーム助成制度の創設の考えはございません。

最後、3点目の御質問でございますが、本町では、原則公共工事においては入札制度にて受注事業者の決定を行っております。議員の御質問にありますように、町内事業者における公共事業の実施は域内経済循環にとって大切であると考えており、本町では、地域事業者の経営実績に基づき町内事業者への入札参加を幅広く実施し、競争の原理に基づき公正に受注事業者を決定しております。

なお、地方自治法施行令の定めによる小規模工事等につきましては、町内事業所へ発注するなど柔軟な対応を行っております。また、小・中学校の施設修繕などは、全建岐阜養老四支部への発注や水道施設などの修繕、漏水修繕などについても町水道組合への発注を行っております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、再質問を行います。

1点目は、京都府与謝野町の中小企業振興基本条例を質問資料として添付しました。条例の前段で、中小企業者への町の理念が生きています。

これが養老町の条例です。

これが京都府与謝野町の条例です。

与謝野町の中小企業基本条例には、前段で町の産業の姿が延々と書かれ、この上段を読んだだけでこの中小企業振興条例の思いが伝わってまいります。前段を紹介したいのですが、時間の都合上割愛して、抜粋してこの部分を御紹介したいと思います。「こうした産業の発展は、町内事業者の大多数を占める中小企業のたゆまぬ努力によってもたらされたものである。そして、中小企業は地域経済を支えてきたばかりでなく、地域社会においてもまちづくりの担い手として重要な役割を果たしてきた。人口減少、超高齢

化社会の到来や経済のグローバル化の進展など、社会構造が大きく変化する中で持続可能なまちづくりを進めていくためには、中小企業の役割と重要性について、町民、事業者、地域団体など及び町が共通認識を持ち、その果たすべき役割を明らかにしながら協働して取り組んでいくことが重要である」というふうにうたわれています。

養老町の条例は、すぐに目的に入っております。この条例2つを比べた場合の率直な感想、また条例改正の必要性をお感じにはならないでしょうか。

2点目は、大橋町長の下で副町長が課長時代に施策化された住宅リフォーム助成制度について、議会だより125号の一般質問答弁で「3年間で411件の申請があり、町の補助金3,766万2,000円に対し、6億8,541万4,000円が町内に循環された事業となった。今年度も5月末で50件の申請があり、今後住民アンケートなどを実施し、町民ニーズを把握したい」と述べられました。残念ながら5年間の制度で終わりましたが、経済効果は大きかったと考えます。最終的な補助金交付額とリフォーム総事業費の金額をお尋ねします。

今、飲食店に保健所のコロナ禍での営業許可申請指導が厳しく、特に換気や水回りの改善が求められ、予算的に対応できなく、年内で閉店する決意をされた方がいらっしゃいます。ニーズを把握するお考えはありますか。

3点目は、先ほど述べられた小規模事業ネクストチャレンジ事業の施工業者は、町内事業者に限定しているか否かについて伺います。

4点目は、小規模工事契約希望者登録制ではないけれども、町が発注機会を提供し、町内の事業者の経済循環活性化が図られる施策を講じていることを理解しました。発注名簿の公開、名簿の有効期限、対象事業者の規定をどのように設け、透明性の確保が図られていますか。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま水谷議員の再質問でございますが、4点あったかと思いますが御回答させていただきます。

まず1点目の条例に対する率直な感想ということでございますが、こちらにつきましては、議員も御存じのとおり、当条例は理念条例でございます。他市町の特徴を取り入れ、その地域の特性を生かした考え方が現れたものであると感じます。

本町におきましても、思いはこの市町村にも負けないものがあると自負しております。当条例の制定には、商工会並びに中小企業の御意見を十分に取り入れておりますので、今後も引き続き当条例の下、本町の特徴を生かし、町民の皆様とともに商工振興施策に取り組んでまいりたいと存じます。

2点目でございますが、御質問にありましたように新型コロナウイルス感染症の拡大により新しい生活様式が提唱され、飲食店だけでなく様々な事業所などでは、コロナに対応した事業を営んでいただく必要性が出てまいりました。

このようなことから、事業者のニーズを把握した上で、当町におきましても昨年度の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、早期に事業所の方に対応していただくため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る経費の助成を行ってまいりました。また、現在町において小規模事業者ネクストチャレンジ事業を実施していますので、御利用いただきたく存じます。

また、5年間過去に行われました制度でございますが、5年間の総事業費につきましては、8億8,965万に対しまして、補助額が5,560万程度ということでございます。

つきまして3点目でございますが、町内事業者の限定ということでございますが、このネクストチャレンジ事業についての、この制度の中での限定というものはございません。

最後、4点目でございますが、こちらにつきましては指名業者の登録制度ということになっておりますので、こちらについてどちらの事業所様でも登録していただくと。これは毎年更新ということでございます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 小規模事業者ネクスト事業は、町内業者の限定がないということでございますけれども、町内の循環型にする、リフォーム助成制度のときに思いますと、町内の業者で町内が循環すると。そういうことでしたので、この限定はしない理由についてはどういうふうにお考えになったのかお尋ねします。

また、住宅リフォーム助成制度は、5年間で町の補助金交付額を5,600万に対し、町民からの総事業費が8億9,000万ということで、実に経済効果は16倍ということで、町内に循環しました。また、施工は町内業者として異業種の方々の情報交換の場となり、また町民とも密接な関係が築き上げられたというふう聞いております。

与謝野町の条例、町の責務、第5条2項には、町は工事発注、物品及び役務の調達などに当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の発注機会の増大に努めるものとするとうたっています。今の条例で十分養老町はやっていくんだというふうな答弁でしたけれども、常に地域内経済循環の施策ということを念頭に置きながら、いろいろな事業を展開すべきではありませんか。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの再々質問でございますが、限定しない理由ということでございますが、こちらにつきましては、過去に行われました住宅リフォーム促進事業の時点で過去5年行っておりましたが、このときのアンケート結果もでございますように、特に町外事業者を使われるといった住民の方は、このとき数少なかったということでございましたので、こちらのほうについてここで限定したということとはございません。

また、2点目の経済循環ということで、地域の中の事業者を使うことによる経済循環でございますが、こちらにつきましても先ほどの回答と同様、地域の住民の皆様も地域の事業者の活用ということを促進されているというふうにアンケートの結果からも見えておりますので、引き続きそのような対応をしてまいりたいと思います。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 3回までですので、それでは2件目の質問に入ります。

2件目はインフルエンザ予防接種の助成制度について質問します。

例年インフルエンザ感染者数は、国内で1,000万人と推定されています。特に高齢者・乳幼児・児童・妊婦などは重症化のリスクが高く、ワクチン接種で重症化を防ぐ目的で当町でも65歳以上の高齢者などへの助成制度が設けられています。昨シーズンは、新型コロナウイルス感染症の流行と対策が強められる中で、インフルエンザの流行は起こりませんでした。今年は昨年同様に少なくなるのか、そうでないかの予想がつかないと報じられています。ただし、毎年流行の目安になる南半球の状況を見ると、流行が見られないものの、亜熱帯地域で小流行が伝えられています。

小児のRSウイルス感染症が今年初夏から流行しました。昨年全く流行しなかったもので、小児のRSウイルスに対する免疫が弱まっていたとの指摘があります。同じことがインフルエンザでも起きる懸念があります。社会全体でインフルエンザの免疫が下がっていると考えられるからです。

現時点で岐阜県内の多くの市町村において、小児などへの助成制度が大きく広がっています。42市町村のうち21市の中で未実施は、大垣市、羽島市、可児市の3市のみで、17市で実現しています。町村においては、21町村のうち未実施は、養老町を含め10町、11町村が実現しています。

そこで質問します。

新年度の新規事業として検討すべきではないかと提言しますが、そのお考えをお聞かせください。

2. 検討しないのであれば、その要因をお聞かせください。

3. 検討するであれば、生後6か月から13歳未満は2回の接種が望ましいと言われております。1回では抗体ができにくいからです。10月頃に1回接種し、2から4週間空けて2回目を接種するとしています。助成回数、金額、対象年齢、接種期間をどう検討するのか伺います。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

小児にインフルエンザ予防接種の助成を行っている市町村は、県の調査によりますと、

西濃圏域では2市6町中、海津市、神戸町、輪之内町、安八町の1市3町で、現在本町は実施をいたしておりません。

予防接種には、予防接種法に基づいて市区町村が主体となって実施する定期接種と、希望者が各自で受ける任意接種がございます。接種費用は、定期接種は一部自己負担が必要なものもありますが、公費です。任意接種は自己負担となっています。

インフルエンザワクチンにつきましては、65歳以上の高齢者及び60から64歳で、心肺・腎臓もしくは呼吸器の機能障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方などの場合は、定期接種の個人予防を目的とする感染症（B類疾病）に当たりますが、その他の者は任意接種となります。こうしたことから、小児に対するインフルエンザの予防接種は任意接種に当たり、その費用は自己負担となっております。

本町では、これまで予防接種法に位置づけられている定期予防接種の勧奨や周知に取り組むことを最優先に考えてまいりました。しかし、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る子育て支援の観点から、インフルエンザの予防接種の助成については、助成回数や助成額、助成方法など詳細な制度設計は残っておりますが、子育て支援につながるよう最終的な調整を進め、令和4年度から助成を開始したいと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問をいたします。

私たち世代は、自分が住む町の子育て支援策について希薄でした。情報は、広報「よろう」や保健センターからの受け身のお知らせで子育てをしてきたように思います。しかし、現在の子育てママたち世代は、積極的にネットなどで自分の住む町はもちろん、町内外の自治体の子育て支援策を検索し、町内外のママ友とつながり、交流を深め、子育て支援策で町を評価することにたけています。町長は、その意識の変化を受け止めておられるでしょうか。

また、コロナワクチン接種の重要性を認識する中で、我が子へのインフルエンザワクチン接種で予防したいとの意識も高まっていることを承知しておられるでしょうか。

教育長に伺います。

例年、インフルエンザ感染による学年閉鎖や学級閉鎖が養老町でも対応されています。児童・生徒の閉鎖期間における感染者数、閉鎖日数についての基準を伺います。あわせて、ワクチン接種を望む全ての保護者や児童・生徒への教育的観点から、助成制度への見解を伺いたいと思います。

○議長（北倉義博君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 水谷議員の御質問にお答えします。

昨年こそ、御指摘のようにインフルエンザによる学級閉鎖はゼロでしたが、例年なら

ば学年閉鎖や学級閉鎖の対応をしなければならない学校が複数出てきます。今御質問にありました2点について、お答えさせていただきます。

1点目、学級閉鎖についてです。

学級閉鎖は、感染の拡大を防ぎ、児童・生徒の健康を守るため、一時学級を閉鎖する制度で、校長の判断によって決定します。通常、学級の2割程度の児童・生徒がインフルエンザで欠席した場合に閉鎖することが多いですが、必ず学校医と相談して決定します。欠席者の人数だけでなく、症状が疑われる児童・生徒の数や直近1週間程度の欠席者の変化を踏まえて総合的に判断します。閉鎖期間も、医師の助言を受けます。解熱後2日間は自宅で休むことになっていますので、通常3日間から4日間を設定することが多いです。

2点目のインフルエンザワクチンの接種に関わる啓発についてでございます。

インフルエンザワクチンは、インフルエンザの発病や発症後の重症化を予防する上では一定の効果があるとされています。しかし、先ほどの答弁にもありましたように、あくまでも任意接種です。今後、接種の助成制度が設計される予定ですが、その際は丁寧に制度の情報提供や周知に努めます。他方、ワクチンを接種する選択と判断は、本人及び保護者の意思を尊重してまいりたいと思っています。

また、学校における健康管理の状況について、児童・生徒を感染から守るため、マスク、手洗い、消毒等の感染防止対策を継続して徹底してまいりたいと考えております。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 教育長の答弁はいただいて十分分かったんですが、その前に町長に意識の変化等でどういうふうに受け止めておられるかということ。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 申し訳ございません。質問だというふうに理解していなかったの
で、お答えをしたいと思います。

おっしゃられるように現在は若い人たちの間の中では、デジタル化というのは私たちが考える以上に進んでいるというふうに認識をいたしております。それはつまり、おっしゃられたように広範囲の情報が瞬時に入ってくるというようなことは当然想像がされるということでございます。こういう件については、町内だけのデジタル化ではなくて、広い範囲で連携しながらの対策が必要ではないかというふうに承知をいたしております。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 実は、今回の質問は13歳未満の3人の子育て真っ最中の母親

から寄せられた声がきっかけとなりました。他の自治体と比較してみてください。3人の我が子に2回ずつ接種すると大変な金額になり、生活費に響きます。乳幼児医療費の助成制度も、養老町が県内最後に助成した町ではないですか。町は、切れ目のない子育て支援を目指すとありますが、首をかしげたくになりますということで電話が切られました。

他の自治体と比較してみてくださいの声に、調べてみました。相違点の大きい市町を申し上げます。対象者、実施期間、接種回数、助成額の順でお聞きください。

お隣の海津市は、1歳から中学校3年生まで、令和3年10月1日から令和4年1月15日まで、1,000円。

岐阜市は、生後6か月から小学校就学前まで、令和3年10月15日から令和4年1月31日まで、1回につき1,000円。

関市は、生後6か月から15歳以下、中学卒業から65歳未満までを区分し助成、令和3年10月1日から令和4年1月31日まで。

恵那市は、1歳から中学生まで、令和3年10月18日から令和4年2月28日まで、補助回数1回目は3,240円、2回目は1,140円ということです。

令和2年度の出生数は、町全体で99人と100人を切りました。深刻な状況です。全ての子供たちの命や発達を保障する取組が求められています。令和4年度の新規事業として取り組む旨の答弁だったと理解しました。ということは、先ほどのこの表に、養老町も令和4年度は実施するということになるということです。ございます。

その決断には、町長御自身がワクチン接種で重症化を防ぐことの大切さを身をもって体験されたこと、また私は、政策決定の場に女性課長が参画していたことも保護者にとって力強く、心強かったのではないかと考えています。時代は職員の方々や私たち議員を決して味方してくれません。さらなる厳しい財政の中で、問題は山積しています。適材適所の人事の中で女性職員の積極的な登用を行い、町民の暮らしや命を守る施策の実現に、新年度予算編成に、この事業同様向き合っていただきたい。このことを述べ、3件目の質問に入ります。

3件目は、斎苑使用料着服事件について伺います。

2013年2月21日午後4時、議会全員協議会の場で大橋町長より町斎場使用料で公金着服があったと報告を受けてから、完全解決を見ない中、9年目を迎えようとしています。月日が流れても、町民の町政や議会への強い不信感が、今もなお寄せられています。それは、かけがえのない人生の終えんを弔うという家族・親族の人の心情行為に踏み込んでいるため、他の公共料金徴収汚職とは異質の根深さがあるからだと思います。

議会は、この重大事件に、町民の負託にどう応えていくのか。議会の執行機関に対する批判監督権をどう行使していくのか。養老町議会においても、過去の事例を見ない挑戦でもありました。早々に地方自治法第98条、検閲及び検査、監督の請求に基づく議会

斎苑特別委員会を立ち上げ、斎苑使用料に関する全ての資料を精査し、議会独自の横領額追及に議員が一丸となって取り組みました。委員会の内容は議会だよりで報告し、町民に伝えました。町内区長連絡協議会からも、町政を揺るがす大事件として、町長や議会へ要望書が上がりました。当時の斎苑特別委員会の内容を、議会だよりの内容です。また、区長会からも要望書が来て、それに応える中で冊子を作り、区長会にお知らせをした経緯がございます。

刑事事件としては立件できず、公金着服事件民事訴訟として、町が提示した損害賠償請求事件として扱われ、平成22年から平成24年にかけて使用料合計1,153万400円の横領額、平成27年11月26日、岐阜地裁大垣支部は、その判決主文として、被告は原告に対し1,050万600円及びこれに対する平成27年12月17日から支払い済みまで年5分の割合による金額を払えなど、町が全面勝訴した判決となりました。

しかし、被告はこの判決を不服として、名古屋高裁での裁判が始まりましたが、平成30年7月18日、名古屋高裁でも町の全面勝訴の判決が確定しました。町の議会への報告していることは、判決の確定を受け、相手方に損害賠償金及び遅延損害金を支払うこと。平成25年2月に町が受け取った預り金1,000万円を損害賠償金として相殺すると書留内容証明郵便を送った。平成30年10月18日付で相手方に届いていたことを確認している。1,000万円の預り金は、弁償金として平成30年9月議会の一般会計補正予算に上程し、平成31年3月1日に一般会計の入金が終了したというものです。

前段が長くなりましたが、議員や執行席に着座されている職員がこの事件の経緯についておおむねの共有を図るためだと御理解いただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

1. 大橋町長の任期中に、この問題の一日も早い完全解決を図るべきではありませんか。
2. 平成30年10月以降、相手方に督促など、町から督促状を送付していますか。
3. 遅延損害金を含め、現時点での町の損害額を提示していただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの水谷議員の御質問は3点ございますが、先に2点目と3点目を、実務的な内容でございますので私のほうから回答させていただきます。

2点目の督促や催促状の送付についてということにつきましては、裁判の判決を受けて、相手方へ平成25年2月に元囑託職員より清華苑使用料の一部として預かった1,000万円等を損害賠償金と相殺し、相殺後の残金29万9,600円と平成27年12月17日から平成30年7月17日までの確定遅延損害賠償金135万6,447円及び相殺後の残高に対する遅延損害金の支払いを求める旨の通知を相手方へ書留内容証明郵便物として差し出し、平成30年10月18日付で相手方に届いたことが確認できております。

それ以降につきましては、当町の顧問弁護士とも協議や検討を続けてまいりました結果、様々な状況を鑑み、督促状の送付は行っておりません。

続きまして、3点目の現時点での町の損害額についてということですが、現時点におきまして、清華苑使用料の一部の残金29万9,600円と平成27年12月17日から平成30年7月17日までの確定遅延損害賠償金135万6,447円、その後、平成30年7月18日から令和3年12月17日までの清華苑使用料の一部の残額に対する遅延損害金が5万1,185円であり、合わせて損害賠償額は170万7,232円となります。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 1番目の質問に戻って御回答を申し上げます。

私の任期中に完全解決を見るべきではないかという御質問だと思います。

斎苑使用料着服事件につきましては、水谷議員から御質問のあったとおり当町が原告となり、相手方に対し裁判を行い、平成30年7月18日の判決により当町の全面勝訴が確定をいたしました。しかしながら、現時点におきまして、清華苑使用料の一部及び遅延損害金がいまだ支払われておりません。

裁判で勝訴が確定したならば、町が断固たる措置を講じる必要があるのではないかという町民の声もあることは承知をいたしておりますが、現時点におきましてはそういった措置はできる状況にないものと判断をしております。

相手方に対し、今後どのように当町が賠償金の支払いに向けた法的措置を行っていくかということにつきましては、引き続き当町の顧問弁護士へ相談を行い、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、再質問します。

1. 平成30年10月18日に相手方に届いた内容証明郵便において、町の損害賠償金をいつまでに払うようにとの返済期日明記はしてありますか。

2点目、この件の時効は、何年何月何日になりますか。また、時効を迎えるまでの遅延損害金の総額を試算していますか。

3. ずるずる時効日を迎え、遅延損害金を不納欠損額として放棄するのでしょうか。また、時効前に裁判に持っていくのか、町としての姿勢が問われると思いますが、その見解を伺います。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの水谷議員の再質問につきましては、3点ございますが、1点目と2点目につきましては実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

1点目の内容証明郵便での返済期日はということですが、相手方に送付した

内容証明郵便には、残額及び遅延損害金を速やかに支払うよう記載しておりますが、具体的な期日につきましては記載しておりません。

続きまして、2点目の時効は何年何月何日になりますかということですが、裁判の確定判決を受けた損害賠償請求権の時効は平成30年7月18日から10年間となり、令和10年7月17日に時効を迎えるということになります。

このまま裁判の判決に基づいた清華苑の使用料の一部残金29万9,600円の支払いがない状況が時効まで継続された場合には、さらに発生すると想定される遅延損害金は14万8,000円となり、一部残金と裁判時に確定した遅延損害金及びさらに発生すると想定される遅延損害金を合計した損害賠償金額は、180万447円と試算されます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 3点目の質問でございますけれども、時効日を迎えて放棄するのか。また、その前に裁判に持っていくのかという質問でございますけれども、最初に私が回答させていただきました内容と重複をいたしますが、現時点におきまして、当町としてそういった措置を決定できる状況にないと判断をいたしております。

今後、相手方の支払う姿勢が確認できない場合には、様々な状況を慎重に鑑みながら、時期や手法について弁護士と相談しながら進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 最後です。

令和10年7月17日が時効日であるとのことでしたが、時効日まで何もできない、何もしないでは、町民の町政への信頼は失墜すると思います。事件発覚後、議会だより、広報「ようろう」において町民におわびするとともに、信頼を回復するため解決を図ることを一丸となり取り組むと約束しています。今、町長が答弁されました内容を、私はせめて広報「ようろう」などで町民に経過報告等を伝えるべきだと思いますが、そのお考えはありますか。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 本日、水谷議員が御質問をされた内容も含め、広報への掲載をどの程度すべきかということを考えていきたいというふうに思います。

○13番（水谷久美子君） 以上、終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

次に、3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に沿って質問させていただきます。

それでは、現在、新型コロナウイルス感染症の変異株のオミクロン株がこれから猛威を振るいそうですので、十分な対策と対応がこれから求められそうな気配がありますので、行政におかれても対応をよろしくお願いいたしたいと思っております。

そのような中で、令和2年度の決算について、11月号の広報「ようろう」に掲載されましたので、一般質問には、税に関する町税等の収納状況について御質問いたします。

特に今回は、町税等の収納状況についての1問のみといたしました。理由は、歳入の中で、国からの補助金等は確かに魅力はあります。財政を潤わせはしますが、使い勝手が決まっているのが実情です。それはそれでいいと思いますが、それに比べて町税は、養老町の裁量で支出できる唯一の財源に該当します。この視点を大切にしていきたいと思っております。

また、コロナ禍の中でなぜ町税等について聞くのかと疑問を持たれる方もいるかも知れませんが、さきの理由でどんなときでも、例えば好景気なときでも不景気なときでも、町税等の収入は行政にとって行政を運営する上では非常に大切な財源となるからです。今回の町税等の内訳は、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の5つを対象にしております。

具体的な内容としまして、今年の9月の定例会に一般質問の中で、決算事業額一覧表に伴う行政評価シート導入について質問をしましたが、導入については、ふさわしいものとそうでないものがあるから検討するにとどまっていることから、導入に向けた質問とするため、質問と回答について重複する箇所があるかもしれませんが、御承知おきください。

それでは、質問に関しまして、町税等の収納状況についての資料をお見せします。

左のスクリーンに出ていますのは、これにつきましては、実は今年の総務民生委員会の題材に上がっておりまして、11月5日の全員協議会においてその結果報告がなされているところです。特にそのときに配付されたのが、この資料1です。

前の全員協議会では収納率が入っていなかったため、収納率が書き加えられて配付された資料そのものです。画面はエクセルでA4の縦の作成のため、ちょっと小さいかもしれませんが、何も加工しておりません。

資料1に基づく報告内容は、令和2年度の滞納・不納欠損等について、担当課長より過去5年間の町税等収納状況についての説明があり、その後、滞納繰越等についての2ないし3の質問がありました。その結果、収納率等の数値を見ても、また滞納繰越額についても減少傾向にあるから、こんなものかと報告にある内容にうなずいて納得していた状況でした。

令和元年12月議会でも、決算書に関してこれに関連する似た内容で質問しておりますが、今回は少し視点を変えて、決算状況が出そろった段階で自分なりに再精査したところ、この資料1では行政としてどのように理解しているのか、いま一度お尋ねするもの

です。

資料1の内容は、行政から見れば非常に重要な情報だと理解しております。議会に対して資料提供が少ないのではないかと一部の声もありますが、決算に伴う附属資料としては十分ではないかと理解しております。

そこで、資料1を見て御質問します。

行政から見た評価として、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のこれら5つについて、令和2年度前年度比について、予算、収入予算額や納税猶予の状況などを含め、どのような評価をしているのか。また、コロナウイルスにおける変異株が懸念されるところであります。現在の収納向上に向けた取組について御答弁願います。

○議長（北倉義博君） 問山税務課長、自席にて答弁。

○総務部税務課長（問山 剛君） それでは、実務的な内容が含まれますので、私のほうから2点の質問について御回答させていただきます。

1点目の御質問ですが、まず令和2年度個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税の状況を御説明いたします。

予算額は38億9,373万円に対し、調定額は44億7,521万7,959円であり、そのうち滞納繰越額は4億4,169万1,879円となります。また、収入済額は40億3,529万9,116円、収入未済額は3億8,885万1,054円、不納欠損額は5,106万7,789円、収納率は90.17%、前年度対比0.9ポイントの増となりました。

各税等の評価につきましては、固定資産税、軽自動車税を除き、予算額においてその計上額規模は縮小しております。町の歳入決算全体から見た場合、主に国庫・県支出金やふるさと納税などの寄附金額が増えたなどの要因から、歳入全体に対する町税等の占める割合は小さくなっております。

ただ、収納率は、納税相談、納税指導の強化とともに架電などを講じた結果、前年度対比では0.9ポイント増と、過去5年間の中で収納率は一番高く、収入未済額につきましても一番多かった平成28年度と比較して2億1,855万5,060円の減少となっております。

それでは、税目ごとに主に収入額の状況について御説明をさせていただきます。

個人町民税につきましては、前年度比2,602万7,825円の減、主に転出等慢性的な人口減少に加え、個人収入の減少などが要因にあると考えております。また、国のコロナ対策に伴う徴収猶予制度を利用された方もあり、収入額の減につながったものと考えております。

次に、法人町民税についてでございますが、対前年度比3,837万800円の減、こちらにつきましてもコロナ禍ということもあり、感染拡大の中で各種イベントの中止に加え、外出抑制による消費マインドの低下などが大きく影響したものと考えております。

次に、固定資産税につきましては、対前年度比1,061万5,887円の増、町内に大型事業

用家屋に伴う造成による土地地目の認定変更、コロナに伴う影響が少なく収入額の増につながったものと考えております。

軽自動車税（種別割）につきましても、対前年度比167万3,243円の増、人口の減少など登録車両数の影響はございますが、平成28年度の税制改正に伴う軽自動車税の引上げなど、新規車両購入・登録による旧税率車両との置き換わりなどがその要因であり、収入額の増につながったものと考えております。

最後に、国民健康保険税であります。対前年度比1,924万2,763円の減、人口減少に伴う世帯数及び被保険者数や個人収入の減少に加え、コロナ対策に伴う徴収猶予制度の利用などにより、収入額の減につながったものと考えております。

また、昨年度コロナ禍に伴い所得の減少など一定の要件を満たした方に対する救済措置である徴収猶予制度は、延滞金を免除とし、税金を1年間猶予するというものでございました。令和3年2月1日時点、4税において83件、徴収猶予額は1,665万8,912円でありました。参考までに、令和3年12月時点で徴収猶予制度を利用され納付された方は57件、1,564万6,312円、同じく国民健康保険税におきましても、令和3年2月1日時点では58件、徴収猶予額は324万7,800円でありましたが、そのうち54件、280万6,300円が納付されている状況にあります。また、減免措置については令和2年度23件の利用がありましたが、令和3年度12月時点で2件と減少しております。

現在、原油高騰や半導体不足、そして新型コロナウイルス変異株に対する懸念事項もありますが、令和3年11月公表の東海3県金融経済動向の概況では、短期的に経済基調は改善されつつあるものの、景況感については緩やかなものにとどまるものとされておりますことから、今後の経済状況を注視していきたいと考えております。

2点目の御質問についてでございますが、収納率の向上の取組といたしましては、滞納繰越額、ひいては不納欠損額を減らすため、現年度課税分の年度内徴収を主眼とし、加えて滞納分につきましても、分納・納税計画の策定、現年度課税の納付促進と併せた納税相談、分納誓約などを中心に取り組んでおります。

また、納付履行監理や確かな財産把握を図るとともに、積極的な架電を講じ、口座振替に加えてコンビニ納付、クレジット納付などの多様な納税方法についても窓口等において周知啓発を図っておるところでございます。

新型コロナウイルス変異株に伴う第6波が懸念されるころではございますが、緊急事態宣言解除以降、生活状況に関連した納税相談等には引き続き応じております。また、悪質な事案に対する滞納処分の取組といたしましては、差押え6件、個人町民税など4税の換価額として16万6,000円、国民健康保険税においても、換価額として19万8,744円を充当処理しております。

今後も感染状況等を注視しながら、収納率向上に向けた取組を講じてまいりたいと考えております。以上でございます。

[3 番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） それでは再質問に入りますが、先ほど丁寧に答えていただきました。現在、養老町が取り組んでこられた結果だと理解しております。しかし、資料1の整合性が分かりづらいため一部重複しますが、お断りして、事業別決算一覧表に伴う事業評価シート導入を前提として、資料1をもう一度大きくして整理してみました。

これは今の5税の全集計表、個人町民税、固定資産税、法人町民税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税として黄色の箇所の表を資料1として、言わば集計表でございます。これによって先ほどの答弁を整理してみますと、まず1番目に個人町民税、固定資産税、法人町民税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税の予算額と調定額、うち滞納繰越額の答弁です。数値だけでなく表で示しますと、滞納繰越額が一定額の1割程度があることが分かります。数字だけではなかなか分かりづらいのですが、この全体に対して、必ずこの一定額が存在しております。

次に、2番目になりますが、収入済額、不納欠損額、収入未済額の答弁ですが、表から見ると不納欠損額が小さく、収入未済額が収入済額に対しては1割程度あることが、収納率、ここの90.17%から分かると思います。

続いて3番目ですが、収入未済額の答弁ですが、答弁のとおり過去5年間では減少傾向にあり、平成28年度と比べて2億1,855万5,060円の減少となっております。この評価は正しいと思います。言わば行政の5年間の成果の結果であって、前年度比の評価ではありますが、これはまだ誰も評価しておりません。

さらに、4番目でございます。

ここからは、税目ごとに町民税ですが、前年度比で大きく減額となっております。人口によるものとコロナ禍の影響によるものとの説明で、結果としては2,602万7,825円の減額でございます。

次に5番目ですが、税目の法人町民税になりますが、これも前年度比で減額となっており、3,837万800円の減額で、コロナ禍の影響によるものとのことでした。

続いて6番目ですが、税目の固定資産税になりますが、前年度比で増額となっており、1,061万5,887円の増額です。理由は、土地地目の認定変更とコロナ禍の影響が少なかったとの説明でした。

さらに7番目ですが、税目の軽自動車税（種別割）になりますが、これも前年度比で増額となっており、167万3,243円の増額です。大きな理由は、新規車両購入・登録等による要因との説明でした。

8番目ですが、税目の最後の国民健康保険税になります。前年度比で減額となっております。1,924万2,763円の減額で、大きな要因は、人口減少に伴う世帯数及び被保険者数や個人収入の減少によるものと説明でした。

以上、1から8として答弁について棒グラフをつけて整理してみました。町税等の収納状況について過去5年間の収納状況等を踏まえ、行政の考え方についてお尋ねします。

今後、新型コロナウイルス感染症についても、ウイズコロナ、アフターコロナの時代に移行していくことが考えられます。町として、今後の徴収方針など、その取組についてお尋ねします。

○議長（北倉義博君） 問山税務課長、自席にて答弁。

○総務部税務課長（問山 剛君） ただいまの小寺議員の再質問にお答えいたします。

今後の徴収方針につきまして、コロナ感染対策には十分配慮し、県・市町村間との情報共有も図りながら、主に臨戸訪問や差押え、納税相談を中心に講じてまいりたいと考えております。

また、現在の徴収推進室の体制としては、徴収専門監を中心に税務係との兼務5名とともに、岐阜県税務事務派遣事業により1名を西濃県事務所に派遣しております。職員の徴収ノウハウの習得に加え、滞納処分についても連携を図っておるところでございます。

また、差押えにつきましては、預貯金において滞納額に満つる額を確認できた場合などは、差押え予告を行うとともに、納付がない場合の速やかな差押えを執行、また預貯金がない場合でも生命保険契約や給料、年金、売掛金、不動産などの財産把握に努めるとともに、還付金詐欺などの事案が報道されている状況も踏まえ、架電や文書催告に応じない滞納者に対しては、臨戸訪問による納付勧奨・納付指導を講じ、生活現況の把握などに努めていきたいと考えております。

現在、コロナ禍において給付金の支給等もあり、国・県の動向に歩調を合わせ積極的な徴収を控えてきた状況がございます。まずはコロナ禍以前の徴収体制への回帰を図るとともに、先が見通せず生活に不安を持つ方に対する納税相談にも、柔軟な事案解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま過去5年間の収納状況等を踏まえ、行政の考え方及び今後の徴収方法について答弁をいただきました。

これを含めまして、いま一度お聞きしている町税等の収納状況をグラフを添えて見ますと、全集計の予算額、調定額のうち滞納繰越額ですが、資料1から今の予算額、調定額、滞納繰越額を抜粋してみました。

予算については年々減少していて、それに伴って調定額も減額方向にあり、滞納繰越額も減額方向に向かっているのが表からも読み取れます。一応、折れ線グラフで表示してみました。

次に、収入額と不納欠損額を収入未済額の関係ですが、一応表で表しますと、収入額は平成28年度と平成30年度はほぼ同額、平成29年度と令和元年度はそれより増額して、令和2年度では前年度より減額と、折れ線グラフでは上がり下がりを繰り返してなっております。不納欠損額でも収入未済額と似た傾向で減少していますが、令和2年度では前年度より増額の傾向となっています。収入未済額では、最初の答弁の中にもありましたが、右肩下がり大きく減額となっております。

これに対して、養老町の人口過去5年間を見てみますと、平成28年度から令和2年度にかけて、平成30年度を除いて500人以上の減少が続いており、結果、合計2,032人の減少となっております。人口減少は、一部を除いて他の市町村でも厳しい影響を与えていますが、これについての検討は別の機会にいたしたいと思っております。

これまで説明しました予算額、調定額、うち滞納繰越額と収入額、不納欠損額、収入未済額の間を、養老町の人口減少、人口過去5年間を理解した上で、令和2年度の収入未済額をよく見てみますと、人口が減少傾向にある中でも、収入未済額は3億8,885万1,054円になります。ここでワースト3の割合を見てみますと、国民健康保険税47.54%、固定資産税34.38%、個人町民税14.08%で、この3つで実に96%を占めております。このイメージで不納欠損を見てみますと、令和2年度不納欠損額と同じように見てみます。これも人口減少の傾向がある中で、不納欠損額は5,100万6,789円あります。これもワースト3の割合を見てみますと、固定資産税65.4%、国民健康保険税25.82%、町民税7.06%で、同じくこの3つで何と98.28%を占めております。

さらに、これを工夫して収入未済額、不納欠損額を合わせてみたものをお見せしますと、こちらの表になりますが、令和2年度収入未済額、不納欠損額が合わせて4億3,991万8,843円あります。これもワースト3の割合を見てみますと、国民健康保険税45.02%、固定資産税37.98%、個人町民税が13.27%で、これも96.27%を占めております。

問題は、ここからです。じゃあ、この数字をどのように考えるのか。では、現在までの収納体制はどのようになっているのか。

さきの答弁では、徴収推進室の体制で、徴収専門監1名、税務係兼務で5名、岐阜県税務派遣1名の合計7名となっております。しかし、この体制に対して令和2年度の収入未済額、不納欠損額が合わせて4億3,991万8,843円あります。では、これを一例として標準の人員費で計算したらどうなるのか。給与のみで計算してみました。

これは人員費給与のみで計算した表になります。令和2年度10月1日現在の平均給与の額と平均年齢で年支給額を令和3年度養老町一般会計補正予算書（第6号）14ページと16ページを参考に求めた額で、488万6,348円になります。これをもって、先ほどの令和2年度収入未済額、不納欠損額の4億3,991万8,843円を除きますと、計算上の職員数としては中堅職員の90.03%の消費に該当します。じゃあ、これをどのように生かすの

か。柔軟な発想が必要になってきます。大きな数字があるときに、見えない壁により大きく阻害されるときには、柔軟な発想をもって対応すべき、あるいは政策の手詰まりのときには、死中に活ありという発想です。

では、具体的にどのようにするのか。対応策の一例として、徴収推進室のさらなる充実です。今でも機能している徴収推進室をさらに充実させるために、徴収と推進室の間に調査分析を加えて、徴収調査分析推進室にすることを提案いたしたいと思います。これにより、何が得られるかです。徴収調査分析推進室にすることで、さきに説明しました個人町民税、固定資産税、法人町民税、軽自動車税、国民健康保険税全ての予算額、調定額、うち滞納繰越額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の全てを詳細に把握すれば、収入未済、不納欠損の素早い対応につながるというものです。これは、過去の数字が証明しています。

また、副次的に得られるものとしては、養老町の職員は結構優秀なんです。充実予定の提案でもある徴収調査分析推進室を経験しますと、間違いなく職員の能力向上につながります。それがどこで現れるかといいますと、今後の職務経験の中で、政策対策立案が新しく生まれやすくなるということです。かつ、困難な事業に対する対応能力が向上するというものです。

この提案は、私が議員になる2年前に平成28年度の不納欠損額が6,042万8,658円と、収入未済額6億740万6,114円の合計6億6,783万4,772円が間違いなく存在した事実です。これまでの行政の成果は認めさせていただきますが、令和2年度でも収入未済額、不納欠損額の合計4億3,918万843円が存在するのも事実です。この提案により、いつも財政が厳しいと言われる中で、よりよい養老町の実現のための財政が現在よりもさらに使いやすい自主財源として潤い、養老町の発展につながればという思いで質問を終わらせていただきます。

ただ、時間がありますので、副町長に感想を求めたいと思います。

○議長（北倉義博君） 川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君） 今の御指名でしたので、私のほうからお答えさせていただきます。

議員の提案の中にありました、室を徴収調査分析推進室と変えたらどうかという提案ですけれども、昨年機構改革したばかりで、徴収推進室、大変分かりやすい室名ですので現状のままでよろしいかなというふうに考えております。

あと、町の徴収の方針ですけれども、当然生活なんかは苦しい方とかいろいろありますので、納税相談というのも重要なことではないかなと思います。町といたしまして、滞納処分も含めて計画的に電話でお尋ねしたり、戸別訪問したり、納付の徹底を図ること、徴収対策を講じていきたいと考えておりますし、おっしゃるとおり柔軟な発想というのは公務員に求められる点だと思いますので、自主財源の確保も忘れずに講じてまい

りたいと考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 以上で、3番 小寺光信君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

（午前10時54分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） ただいま御指名をいただきました。養老の未来をつくる岩永義仁です。

今回はコロナに関するものが2つと新食肉施設に関するものが1つの全部で3つの項目について質問を行います。

まず1つ目の質問です。

10月12日、町長が新型コロナに感染したという衝撃的なニュースが議会事務局からメール連絡で入りました。その時期は、県内での感染状況が落ち着いてきており、10月14日をもって時短営業等の県独自の自粛規制が解除される直前の出来事でした。翌日の新聞に、西濃で1人だけ掲載されたと記憶しています。今こうして無事に回復され、公務に復帰されたことを心からお祝い申し上げます。

コロナにかかわらず、病気はいつ誰がかかってもおかしくないものです。町長においては、過去に急病で入院され、議会を欠席したという経緯もありますので、とても心配していました。本当によかったです。2年ほど前に、中国・武漢が発祥とされる新型コロナウイルス感染症が確認され、その後世界中で感染が拡大しました。以来、感染状況が連日メディアで取り上げられ、現在に至っています。

専門家と言われる人たちの見解や知見を見聞する機会には事欠きません。しかし、感染者の経験談というものを直接聞く機会はずありませんでした。町長は、新型コロナ感染を公表された数少ない公人です。ぜひ、今回の一般質問で自身の経験を語っていただき、未知の病であった新型コロナウイルス感染症の生の情報を町民に共有していただけたらと思います。

以下、通告に従い質問を行います。

1点目、議会全員協議会における報告によりますと、町長は10月9日土曜日の夜に症状が出て、週明けの11日月曜日に病院を受診。解熱剤等を処方されたとのこと。翌12日の火曜日に念のためPCR検査を受けたところ、コロナ感染が判明してそのまま入院したと報告を受けました。この経緯について、追加の情報があればお知らせください。

2点目、保健所では詳細な聞き取り調査があったとのことですが、感染経路の特定はできましたか。また、行動範囲等の聞き取りは何日ほど遡って確認されるのでしょうか。

感染経路の特定には至らずとも、思い当たる節があればお知らせください。

3点目、町長自身が誰かの濃厚接触者となり、感染したのでしょうか。また、町長の感染により、別に濃厚接触者は発生しましたか。

4点目、10月の感染でしたので、ウイルスの型はデルタ株だったのでしょうか。

5点目、感染の経験者として、最も効果のある感染症対策とは何と考えますか。

6点目、感染から入院、そして退院、静養を経ての公務復帰でしたが、自身の回復過程と公務復帰までの経緯を教えてください。

以上の6点について、貴重な経験談を交えつつ、お答えいただけましたら幸いです。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、岩永議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、行動履歴等につきましては私のみならず関係者のプライバシーにも関わる部分が含まれており、本来公の場で回答すべきものではないと考えますが、町長という立場においてお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の感染経緯についてでございますが、議会全員協議会において、10月9日土曜日の夕方から寒気と微熱と説明をいたしました。その症状においては、正しくは10月10日の夕方からということでございますので、訂正をさせていただきます。その後の経緯につきましては、その場で御説明したとおりでございます。

それから、2点目の感染経路についてでございますけれども、保健所の聞き取り調査がございましたので、詳細にお答えをさせていただきました。感染が疑われるものはございませんでした。ゆえに、不明ということでございます。期間については、四、五日前からというのが集中的に質問をされたということでございます。今、普通2週間ほどの間というふうにはお聞きはしておりますけれども、そんなに長期の前からの質問はございませんでした。

3点目の濃厚接触者についてでございますけれども、発症2日前からの行動履歴によりまして保健所が判断することとなりますが、個人が特定され、コロナハラスメントにつながるおそれがございますので、ここでの回答は、申し訳ございませんが、差し控えさせていただきますし、濃厚接触者となった方との接触はなしということでございます。

また、4点目のウイルスタイプについてでございますけれども、個人に関する県からの公表はございませんし、私自身にも県から連絡はございませんでしたので、不明でございます。

次に、5点目の感染対策に関する質問でございますが、自覚症状が出てからは家庭内での接触を避けるとともに、それまで以上にマスクの着用、手指消毒を徹底ということでございます。共有していたタオル、バスタオル等も紙のもの、別々にしていたということでございます。同居する家族から陽性判定はございませんでしたので、繰り返しになりますけれども、密の回避やマスクの着用、手指消毒の徹底という基本的な感染防止

対策の重要性を再認識いたしました。町民の皆様におかれましても、改めて基本的な感染防止対策を徹底していただきたいというふうに思っております。

最後に、6点目に、公務復帰までの経緯でございますけれども、10月20日に9日間の入院期間を経まして退院をいたしました。退院後は、体のだるさやふらつき、これが後遺症であるというのかは分かりませんが、そういった症状でございましたので、自宅にて静養をいたしておりました。10月1日月曜日から登庁をしたということでございます。なお、療養期間中につきましては、常に副町長や教育長と連絡を取り、重要案件については対応を指示するなどいたしておりました。

町長といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために職務を全うしなければならないにもかかわらず、公務に支障を来しておりましたことを、この場をお借りして深くおわびを申し上げたいと思います。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 再質問です。

ただいま町長からは、詳細な貴重な情報を語っていただきました。お礼申し上げます。

町長は、12日に念のためPCR検査を受けたことで幸いにもコロナ感染が判明しました。自主検査ということになるのでしょうか。

また、自宅待機といった用語がメディアに取り上げられていた頃に即日入院できたということも本当に運がよかったんだろうと感心します。

今回とても心配しましたが、役場内でクラスター化することなく、町長1人の感染のみで済んだというのも、職員一人一人の感染対策がなされていたたまものだと感じています。

それと同時に、今回の町長の例を見ると、いわゆる濃厚接触者に指定されることで行われるPCR検査だけでなく、単純接触者も含め、状況的、環境的に感染リスクのある人への社会的検査の必要性も強く感じました。これまで当町では、例えば学校で児童・生徒が感染しても全校や全学年全員への検査実施というようなことには割と消極的でした。今回のことをプラスに生かすため、今後は職場や学校等で感染の確認があった場合、例えば役場内であれば同じフロアや全庁舎内へ積極的な検査を行うというような対応の見直しが必要なのではないかと考えます。より大きく安全マージンを取るということです。見解はいかがでしょうか。

思うのですが、町長が感染した時期は、まだ感染の多い自治体において県独自の時短措置の最中だったと記憶しております。先ほど、町長は感染経路に関して思い当たるものはないというような答弁をされました。念のためにお伺いしますが、どこか町外の指定地域で感染のリスクの高いとされる飲食をしたというようなことはありませんか。

それと、これは住民からの情報提供なのですが、情報によると、感染発覚前の同じ週

に近隣のゴルフ場で町長がゴルフコンペのようなものに参加されていたというのです。これは事実でしょうか。ゴルフをするのがいいか悪いかとかいう話ではなく、町長が町民に対してメッセージを發しました。

こちらが9月29日、月末に發した町長メッセージですけれども、内容を要約しますと、緊急事態が9月末をもって解除されるけれども、第5波が終息したわけではないよ、養老町の1週間の新規感染状況も10万人当たりの感染者数では県下で最も多くなっていると、そういう状況を踏まえて秋の行楽シーズンを迎え人流が活発化することが懸念されます。第5波を終息させ、その先にある第6波を阻止するため、あらゆる機会に新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人一人が基本的な感染防止対策をこれまで以上に徹底し、決して気を緩めることなく、日々を過ごしましょう、こういうメッセージが發せられた直後の行動として何か思うところはありませんか。

あわせて、お聞きしておきたいんですけれども、今回のコロナ感染、町長がされたことで、庁舎内の消毒等をどのようにされたかということも併せてお聞きしておきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 再質にお答えをさせていただきたいと思います。

PCR検査の件についてでございますけれども、個々のケースにより接触状況が異なりますので、保健所の示す助言に従ってPCR検査が必要な対象者を慎重に見極めていきたいというふうに思っております。

それから、2番目の御質問でございますけれども、冒頭に申しましたように、行動履歴につきましては、詳細は控えさせていただきますけれども、私個人といたしましては、県の示すルールの範囲内での行動というのを心がけておりました。

それから、3点目の消毒につきましては、担当のほうの建設課長のほうからお答えをさせていただきます。私のほうからは以上でございます。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） ただいまの庁舎内消毒につきまして、私のほうから御回答させていただきます。

庁舎内の消毒につきましては、保健所の指導の下、関係した箇所の消毒を職員にて実施いたしました。費用につきましては、職員による対応で、常備の薬剤を使用したため、追加の支出はございません。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 今回は、役場内でのクラスター発生というような大事に至らず、本当によかったと思っております。現在、報道等で見られるように、世界各地で流行中のオミクロン株はこれまでよりも感染力が強いというような話も聞こえてきております。

引き続き、第6波に備えるとともに、コロナ禍の終息に向けて力を合わせていきたいと思っております。

私のほうはこれで終わりなので、何か答弁があるということですね。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 今日には住民の方々にも放映されますので、町民の皆様並びに事業者の皆様には、日頃より様々な感染症対策をお願いし、御協力をいただいている中でこのような事態となりました。また、最前線で働いておられる医療従事者の皆様の負担となっていました。深くおわびを申し上げます。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

町内では、これまでに希望者のほぼ全員に2回の新型コロナワクチン接種が完了していると報告を受けております。これまでの医療関係者の御尽力には感謝の念が堪えません。ようやく第5波が終息したところでしたが、国内でもオミクロン株が確認され、新たな感染の広がりが懸念されます。このような中で、町内でも3回目の接種が行われることが決まりました。この機会をもって、情報の整理をしたいと思います。

以下、質問を行います。

まず予約方法についてです。

これまでと同様の方法で予約ということになるのでしょうか。町内在住者、町外から町内へ仕事等で来ている人、職域接種を行った人等々様々なパターンがありますので、詳細かつ分かりやすく御説明ください。

次に、議論となっている交差接種についてです。

ファイザー製のワクチンを打った人が種類の違うモデルナ製のワクチンを打ったり、その逆にモデルナを接種した人がファイザーを打つというようなことは本当に可能でしょうか。さらに、この交差接種ではなく、1・2回目と同じ種類を3回目も接種することとの違いはあるのか、この辺りについて気になる副反応も含めての解説を求めます。

3つ目、まだ一度も接種していない人が1回目の接種をしたいという場合、どのような手続をすればよいのでしょうか。

最後4点目、集団接種ではなく、病院等の医療施設での接種になるということ聞いていますが、集団接種のときのようにワクチンバス、オンデマンドバスのようなああいふ感じのバス、ワクチンを接種しに行くバスの運行はあるのでしょうか。

以上の4点についてお答えください。せっかくケーブルテレビの録画放送もありますので、よろしければプロジェクターを使用して資料等を使って説明していただいても結構です。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） ただいまの岩永議員の御質問でございますが、実務的な内容もございますので、私のほうから回答させていただきます。なお、議事録等表記の関係、記録の関係もございますので、口頭での回答とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今、4点ほどございましたけれども、1点目から順にお答えさせていただきます。

まず予約の方法等につきましては、追加（3回目）接種は、各個人医療機関における個別接種と西美濃厚生病院における集団接種を予定しております。対象者には、2回目接種完了から8か月以上経過した時期に接種できるように、あらかじめ接種券を送付いたしますので、接種券が届いた後、電話またはインターネットにより予約をしていただくこととなります。

追加、いわゆる3回目接種のワクチンが、1月末までにファイザー社ワクチンとモデルナ社ワクチン合わせて8,000回分が供給され、その後総数として2回目接種した人数分は国から供給されますので、追加、いわゆる3回目接種を希望される全員の方のワクチンは確保できる見込みでございます。

また、町外に住民登録をされている方には、初回（1回目・2回目）接種と同様に要件を整えば住所地外の接種が認められ、当町で接種することもできますが、改めてお手続きが必要となります。さらに、初回接種を職域で受けられた方で、追加接種では、職域接種が行われない場合は、本町での接種となります。

次に、2点目の交互相種の関係でございますけれども、国は初回接種に用いたワクチンの種類に関わらず、メッセージRNAワクチン、ファイザー社ワクチンと武田・モデルナ社ワクチンでございますけれども、を用いることとされていることから交互相種は可能でございます。

また、副反応に関しては、初回接種で報告されたものと同程度であり、交互相種と同種接種で差はないとされておりますので、よろしく願いいたします。

次に、3点目、初めて接種する方につきましては、現在も御希望の方には相談窓口で個別に対応させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

次に、4点目、ワクチンバスの運行についてでございますけれども、初回接種時には高齢者の接種を促進するため、地区ごとに巡回バスを運行いたしましたけれども、オンデマンドバスの利用が多く、初めて利用登録をされた方もあったと聞いております。追加接種では、引き続きオンデマンドバスの利用料を無料としたいと考えておりますので、御利用いただきたいと存じます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） ファイザーとモデルナの交差接種も可能とのこと。ニュース等で

見聞きする限りですと、それぞれ違うリスクがあるようですので、今後も必要な情報を適切に町民の皆様提供していただけるよう申し添えておきます。

ちなみに、どちらか片方に希望が集中してしまっていて、足りなくなるという心配はありませんか。その場合は、どのように対応されるのかお答えください。

次に、3回目は医療施設のみでのワクチン接種とのことですが、例年この時期はインフルエンザワクチンの接種時期と重なるかと思えます。高齢者等にとってはインフルエンザも怖い病気です。こちらに影響が出るということはないでしょうか。

以上、2点の再質問にお答えください。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） ただいまの岩永議員の再質問につきましても、私のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目の交互相種の関係でございますけれども、接種を希望される方がその効果とリスクの双方を理解した上で、いずれかのワクチンを接種いただけるように、国からの情報に基づき、追加接種の必要性や有効性、副反応等について、ワクチン通信ですとかホームページ等を通じて正確な情報の丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。また、町民の皆様には、ワクチンの種類に関わらず、感染リスクを踏まえ接種を御検討いただきたいというふうに思っております。

次に、2点目のインフルエンザワクチンの接種との関係でございますが、インフルエンザワクチンの予防接種はおおむね12月中には終了するというふうに聞いております。また、追加接種が本格的に始まるのは2月を予定しておりますので、混乱することはないというふうに認識しております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 我が町では、第1回目の接種が始まったときこそ、予約に関して混乱する場面が見受けられましたが、その後から2回目の接種まではそれなりに順調に進められてきたと感じています。担当の町職員、町内の医療機関、関係者の尽力のたまものであると思います。

接種に関してはもちろんですが、接種場所へのオンデマンドバス利用方法等あらゆる媒体を利用して確実に告知をしてください。そして、引き続き接種希望者の求めに最大限応えられるよう、関係各位のお力添えをお願いして次の質問に移りたいと思いますが、最後にコロナに関連することとして、1つ町長にお聞きします。

今回の議案にも上がっていますし、連日テレビ報道、ニュース報道等でも議論されている姿が見られますが、子育て世代への支援としての18歳以下への10万円給付についてです。

現金とクーポン併用か、現金のみで配付するかを自治体の判断で選択できるというこ

とが昨日の政府通達でもあったというふうに聞いております。町民の声を聞くと、現金のみでの支給を望む声が多いように感じます。また、かかる経費に関しても、現金のみでの支給のほうが安く済むというのも報道で既に御承知のとおりです。ぜひ、現金での支給を求めたいと思いますが、養老町の判断はどのようになりますか。給付の時期と併せてお答えください。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 現金給付についてお答えをさせていただきたいと思います。

本町では、先行給付金の5万円を可及的速やかに支給するため、既に対象となる方のうち、プッシュ型で支給できる方には今週初めに通知を送付し、今月27日にも口座振込を開始する予定で進めております。

5万円相当のクーポン給付につきましては、国の原則どおりクーポン券を配付する方向で準備を進めておりましたが、一昨日の衆議院予算委員会での岸田総理の発言のとおり、給付に関する政府指針の通知が昨日ございました。指針では、報道のとおり、10万円の給付に関し、現金一括給付のほか、現金5万円とクーポン5万円に分割、現金5万円を先行給付し、追加で5万円を給付の3つの方法が示されましたが、本町では先行給付金の5万円は、今申しましたように、既に27日に口座振込をするように手続をしております。今から現金一括給付に変更はできませんが、残りの5万円につきましては、広く住民の皆様の御意見を伺いながら、速やかに支給できるよう検討してまいりたいと思います。日時については、特定することはできませんので、御承知おきください。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） それでは、3つ目の質問に移りたいと思います。

これは、前回9月議会での一般質問を踏まえて行うものです。

前回の一般質問では、独自の調査・分析結果として判明した4か所の候補地を提示しました。一般質問の内容は、議会だよりにも掲載されましたので、皆様御周知のとおりです。確認のため再度申し上げますと、候補地は、1. 大垣養老高校西側一帯、2. 中部浄化センター西側一帯、3. 沢田地内にある製油の民間企業、4. 現在の食肉事業センター、以上の4か所です。これについては、前回の一般質問でも否定されませんでした。さらに、議会だよりに掲載後も執行部から私の調査・分析結果を否定するコメントはありませんでしたので、ただいま申し上げた4か所が候補地であると断定した上で話を進めさせていただきます。

それでは質問です。

候補地を最終決定するための選定要件とは何でしょうか。大規模な事業ですので、具体的にお知らせください。

2点目、現在の食肉事業センター以外の場所に新施設を建設した場合、現在の施設はどのような扱いになるのでしょうか。その場合には、施設は廃止になると想定されますが、跡地の活用についてお聞きしたいです。

3点目、新施設の建設時期と工事期間の目安をお知らせください。

以上の3点についてお答えください。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問でございますが、実務的な内容でございますので、私のほうから御回答させていただきたいと思っております。

3点ございましたが、まず1点目、建設地の選定基準はという御質問でございますが、こちらは議員も御存じのとおり、建設予定地につきましては、町議会からも選出いただきました議員の代表の皆様、区長連絡協議会の代表者、食肉事業関連団体代表者、経済団体の代表などの委員で構成される養老町食肉基幹市場建設整備推進協議会を今年度設置し、同協議会において決定に向け慎重に御協議いただいているところでございます。

続きまして、2点目の現施設以外に建設となった場合という御質問でございますが、こちらにつきましては大変恐縮ではございますが、現時点でお答えできる内容はございません。

3点目の建設時期と期間について目安ということでございますが、こちらも議員御存じのとおり、現在、県新食肉基幹市場建設促進協議会で協議を行っているところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 何にもお答えのない、答弁のない内容の御答弁でしたね。何も答える気はないということでしょうか。

用地選定の要件すら、この場で説明できないというのはどういうことでしょうか。事業の実施に当たって最初に必要となるものです。そもそも隠蔽する類いの情報ではあり得ません。一体何を隠しているのでしょうか。用地の選定に求められる要件・条件について、再度お聞きしたいと思います。

さらに、同様に工期についてもです。工事開始から建設までどの程度の期間を要するのかさえ答弁できないのは、これは異常です。現施設の老朽化という問題を抱えている中で、試算できていないのだとしたら、これはもう職務怠慢です。正確でなくとも、事業規模からある程度の工期は予想できるはずですよ。いつ工事を始めるか聞いているわけではないですよ。工事が始まってから出来上がるのはどのくらいかという話を聞いているんです。答弁を求めます。

地方自治法の第2条14に、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければなら

ないとあります。全部で299条から成るこの法律の第2条に定められています。最少の経費で最大の効果を上げる、当たり前のことですね。法に従い、地方自治体はふだんから事業の実施に当たっては入札や相見積りというようなものがなされ、基本的に最も安いところに発注されています。今回は、町が県並びに事業主体へ提供する土地の選定という案件ですので、まず第一に安いことが絶対条件であろうと考えます。用地の取得、その後の造成を含めて4候補地のうちで最も安く用意できる土地はどれになりますか。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この食肉基幹市場建設につきましては、ちょっと特殊な例ということで、本来事業主体が土地の選定と、それから建設の準備を進めていくわけでございますけれども、その事業主体等がまだ決定をされていないという状況の中で、養老町としての土地の選定ということでございます。県の食肉基幹市場建設促進協議会というのがございますけれども、そこでの方向性がまだ未発表ということでございますので、様々な要件等について詳細に現在のところお答えできるということはないということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、最少の経費を安く済ませるということでございます。これは当然のこととして、私どもも理解をいたしております。候補地の選定におきまして、経費は重要な要素でございますが、メリット・デメリットを含め、総合的に判断し、町に与えられている役割である土地の取得が滞りなく円滑に進めることができ、今後の施設配置やアクセスなどを加味した運営しやすい土地の選定が必要であると考えているところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 3回目の最後の質問に移ります。

県のほうの会議はともかくとして、町のほうの会議、現在本件については密室で会議が行われておるようになっております。一部の人たちだけが情報を握り込んでいるという状況が続いています。行政の透明化とは程遠い状況です。公費によって賄われる会議の内容は、町民に還元されなければいけないものです。これまでも担当者は言ってきました。情報が漏れると混乱を来す、情報が漏れると土地が先に取得されるなどして事業に支障が出ると。本当にそうでしょうか。情報がないことで起きるうわさ話や憶測に基づくデマのほうがよく混乱です。あり得ないと思いますが、仮に土地が先に取得されたとしても、既に町が利用している現在の施設の土地はいつでも利用可能です。常に予備のB案が存在しています。とにもかくにも今後も適切な情報の提供を求めていきます。

さて、最後になりますが、この新食肉基幹市場の建設は、町はもちろん県にとっても必要不可欠な施設です。町の現食肉施設は老朽化が甚だしく、新施設の一日も早い建設

が求められています。また、ふるさと納税の返礼品での食肉の指定は他を圧倒している状況です。肉の町養老としては、新施設へ提供する用地を早急かつ適切に取得し、新施設の早期建設を実現しなければなりません。

3年ほど前に一般質問で提案した養老の名前のついたブランド牛、そのときに町は否定的な答弁をしていました。しかし、このほど町内の事業者がこの養老の名前のついたブランド牛の展開を始めたというのは、新聞報道等で御存じでしょう。こういった民間企業の挑戦について、本当にうれしく思っています。また、こういったことは応援していかなければいけないなというふうにも考えます。新施設が建設された後には、こういったブランド牛が県内だけではなく全国に広がっていくことでしょう。結果、養老の名前が食肉の名産地として広まっていくことにもなります。これが養老の未来をつくるということです。

行政においては、覚悟を持って事に当たっていただきたいと思います。このことを申し述べ、今回の私の一般質問は終わらせていただきたいと思いますが、この質問を通してどうですか、町長、もう少し情報の提供ということに関して何か思うところはありますか。最後に一言お話しただいて、この質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 食肉基幹市場というのは、大変大きな事業ということでございます。これが町の事業であるということになれば、当初から様々な業界の方々に参集していただいて決めていくという手法も取れたというふうに思いますが、ただ県との関係もございますので、その点が非常に難しいところでもございます。できる限り、また早急に決定しなければならないということで、今年度協議会を設立させていただいてスピードを増したということでございます。今後は、住民の皆様、それから議会の皆様方にも丁寧に御説明を申し上げながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○5番（岩永義仁君） 終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、5番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 議長より発言の許可をいただきましたので、以前ほかの議員からも質問がありましたが、私も太陽光発電設備について質問いたします。

2年ほど前、私が住む鷺巣松栄町地域の山の斜面に大規模な太陽光パネルが設置され、地域の住民は大きな不安に陥りました。

こちらは松栄町区内の太陽光発電設備です。設置場所は、土砂災害警戒地域イエローゾーンのすぐ隣で山の斜面に広がり、成長した木々で隠れていますが、この奥のほうにも何段も太陽光パネルが設置されています。パネル下は住宅地であり、パネルの横にも民家があります。こちらはパネル設置後、半年ほど後設置された太陽光パネルです。民家のすぐ上に造られ、すぐ横まで防草シートが来ています。

山の斜面にできている太陽光設備ですが、この太陽光設備ができる前に、この上にある地区から下りてくる生活道路が舗装されました。御存じと思いますが、養老山斜面の道は大雨が降ると側溝からあふれ出た雨水が道路を流れ落ちます。この道路は側溝のない道ということもあり、大雨のときの大量の雨水が下の住宅地に流れ込むのではないかと心配の声があり、道路一番下に側溝をつくっていただきました。その後、この道沿いの山の斜面に沿って木の伐採が行われ、太陽光設備が設置されたのです。

土砂災害と大量の雨水の被害、地震や台風のときのパネルの心配の不安から、自治区区長、隣接区区长さんと無料法律事務所に出向き、何かあった場合の補償契約を業者と結ぶことで一旦落ち着きました。当時、町内の方から、今後もこの地域や付近に太陽光パネルが増設されないよう規制、条例を設けてほしいと要望がありましたので、私も担当課に行きました。回答としては、令和2年3月水谷議員の質問の答弁にもありましたよう、FITが終了するため、今後の設置は歯止めがかかるというようなものであったと思います。しかし、仮に今後の設置件数が減るとしても、太陽光パネル等の設置が、地域の住環境に深刻な影響を及ぼす可能性があるものが一件でもあってはならないと思います。

今年になり、7月3日に静岡県熱海市伊豆山で大規模な土石流が発生しました。26名の方がお亡くなりになられ、行方不明1人という悲惨な災害となりました。その翌日、ソーラーパネル建設などで保水力を失った2系統のはげ山箇所から、市街地を覆う土石流となったのではないかと札幌医科大学名誉教授の高田純先生がツイッターを発信しておられました。

9月28日は、崩落地点に基準を超える盛土が造成されるという違法行為があったとして、遺族らが盛土部分の土地の現旧所有者を相手取って、約32億6,800万円の損害賠償を求める訴訟を静岡地裁沼津支部に起こしています。この盛土の付近には、大規模な太陽光設備があったことから、災害との関連に懸念が集まりました。静岡県と林野庁の調査では、その太陽光設備は土石流の直接的な原因ではないと判断したとのことですが、付近一帯が土砂災害警戒区域に指定され、そこに大規模な太陽光パネルが設置され、山の開発が進められたことは確かです。

養老町でも8月14日、大雨洪水警報が発表され、土砂災害警戒レベル3相当の避難勧告が出されました。大規模な太陽光パネルが設置されている私たち町内の町民も不安を感じる方が多くありました。

今年5月、国会で2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする目標を明記した改正地球温暖化対策推進法が全会一致で可決されました。10月に新環境大臣に就任した山口大臣は、前環境大臣の小泉氏の魂を引き継ぎ、原子力を長期的にはできるだけ軽減させ、脱炭素再生エネルギーを最大限導入すると発言されています。

政府は、2030年の発電量に占める再エネの割合を36%から38%、太陽光発電の割合を15%、2050年の再エネ割合を50から60%にする案を出しています。7割が山で平地の少ない日本列島では、平地でソーラー発電をしてもコストの面からペイできないことから、山地での太陽光発電設備の開発が今後また多くなる。森林の大量伐採が行われ、地面は保水力を失い、国土環境破壊がなされていくと高田教授は指摘されています。

私の住む養老地区を回ってみると、2年前と比べるとかなりあちこち狭いスペースや、こんなところにもという場所に太陽光パネルが設置されています。また、空き地や売り地が多くなっています。上多渡地区でも大小あちこちに太陽光設備を見かけます。西小倉でも大きなものでない太陽光発電設備のトラブルが以前あったとお聞きしています。

高齢化で田畑ができなくなったとき、草刈りなどできなくなることから土地を手放したいという声をお聞きします。空き地、売り地の近くの住民からは、今後このような場所にまた太陽光パネルが設置されるのではないかと不安の声もお聞きします。今後いわゆるメガソーラーでなくても、小規模なものや小分けにして幾つか設置が進むかもしれません。気がつけば一帯がソーラーパネルになっていたということも起きるかもしれません。

御存じのとおり、養老地区、上多渡地区は養老山の麓、裾野に民家が建てられています。町のハザードマップでも分かるよう谷があり、土砂災害警戒区域が続いています。高齢になり免許を返納したら便利のよいまちに住みたいという声をお聞きします。まちに住む子供のところに行くという方もおられます。防災の面から考えても、太陽光設備が設置、増設される地域に移住、Uターンはもちろん永住も少なくなってくるかもしれません。

令和2年3月の一般質問の答弁で、各市町の条例の制定には自治体それぞれの事情がある。今後の状況を踏まえた上で、環境や景観保護、防災の面や企業誘致の面など一長一短であると答弁されました。

1つ目の質問として、今後このような山に面した地域に設置が進むかもしれないということに対しては、環境、景観保護、防災、町民の安心・安全から見てよい面が見当たらないと思われませんが、町の見解をお聞かせください。

9月初めに環境省は熱海の土石流災害を受け、再エネ推進区域から災害懸念場所を除外するとの案を示し、年内に詳細を詰めるということです。養老町のこれらの区域が、県や国から除外を受ける区域にならなかった場合はどうなるのでしょうか。現在も起きているトラブルは、今後増えることはあっても減ることはないと思われれます。

2つ目の質問です。太陽光発電設備を設置する際に、特にその安全性に問題はないのか、災害を誘発する原因になることはないか、また設置する業者が万一の災害発生時に責任を持って補償する義務を果たすことができるか、さらに耐用年数を経過した後、このパネルが放置されることなく適切に除去される資力を確保する義務を果たすことができるのか、それらについて当町における条例などで規制をすることはできないでしょうか。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） ただいまの清水議員の質問に対しまして、私のほうから御回答させていただきます。

まず1点目でございますが、太陽光パネルの設置は、再生可能エネルギーの導入により脱炭素社会の実現に資するものであります。議員御指摘のとおり、全国的に太陽光発電施設による土砂災害が起こるケースが増えている事実も承知しております。適切な設置においては、空き地の有効活用であり、耕作放棄地などで雑草等管理に悩む地域においては、生活環境の改善につながる場合もあると考えております。

2点目の質問でございますが、住民とのトラブルの増加への懸念ですが、2016年に改正された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法において、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する制度により、事業終了後の設備撤去及び処分等の適切な実施の遵守が求められるようになりました。災害が懸念されるような中規模以上の太陽光発電事業につきまして、3万キロワット以上の太陽光発電施設の開発には、令和2年4月から環境アセスメント（環境影響評価法）の対象になりました。

また、国は再生可能エネルギーの推進において、促進区域を設定し、太陽光発電の推進を促す方針でしたが、静岡県熱海市の土砂災害被害等を受け、土砂災害などの危険がある地域を促進区域から除外する方向で協議されるとのことですから、危険箇所への開発の抑制になるものと考えています。

また、促進区域につきましても、環境アセスメントは適用されますし、自然公園法、森林法、土壌汚染対策法、埋立て条例や養老町宅地等開発行為に関する指導要綱などを含めた協議や、住民や関係自治体への意見聴取が必要とされています。

小規模な太陽光発電の設置につきましても、地元の情報や相談により、事業予定者に太陽光発電の環境配慮ガイドライン及び事業計画策定ガイドラインの遵守を促し、地域住民の不安の解消につなげています。今後の課題につきましても、調査・分析を続けてまいります。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 国や県は、各市町の細部の状況までは把握できないと思います。

現在、全国では、太陽光発電の設置を規制する条例が増えつつあり、地方自治研究機

構の調査では、本年7月時点で都道府県が4条例、市町村が152条例、合計で156条例が制定されているとのこと。今こそ災害を防ぐのみならず自然環境や景観を守り、美しい養老町を守るとともに、生活環境、町民の安全を守るためにも本町独自に規制条例を制定する必要があるのではないのでしょうか、見解を求めます。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） ただいまの再質問にお答えします。

条例等の制定の考えはということですが、国や県の動向を注視するだけでなく、当町において必要な対策が取れるよう規制に関する条例の制定に向けて、他市町の規制に関する様々な条例を調査・研究していきたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 他県から来町された何人かの方に、養老町は広い平野が広がり、その先に養老山が忽然とそびえ立つ、とても神秘的で美しい町とお聞きしています。私も国道258号から帰路に就くとき見る養老山、養老町の風景はとても美しいと感じます。規制条例が制定され、すばらしい自然と町民の安心・安全が守られますことを願い、次の質問に入ります。

野良猫対策について質問いたします。

こちらは時折見かける町の看板です。町内ではほとんど見かけなくなった野良犬ですので、飼い犬のマナーと野良猫、飼い主のいない猫に関して、この地域がお困りであることが分かります。特に最近聞こえてくる苦情で深刻なものが猫です。その地域の空き家などに住みつき、近所の家々の庭、敷地にふんの被害をもたらします。また、車に乗る、柱などに傷をつけます。

猫を飼っておられる方からお聞きしますと、猫は清潔できれいなところで用を足すということで、餌やりのお宅というよりは近隣のふんわり耕した花壇、畑、きれいに整えた芝生に被害をもたらすこととなります。子猫を産む回数や出産回数も多く、環境がよければ増えてしまいます。地域で協力し合い、餌を与える人がいなくなれば解決する例もありますが、個別で悩まれておられる方もおります。

以前、我が家に猫対策器具を設置していたときには、どこで買ったのか、どう対応しているのかお尋ねされる方も度々ありました。餌を与えている相手に直接言えない、言っても聞き入れてもらえないなどなかなか解決しないことも多く、このような立て看板を立てるに至っている地域もあると思っております。

このふん害ですが、臭いだけでなく健康被害も引き起こすことがあります。小さいお子様をお持ちの方はお聞きになられた方も多いたと思いますが、公園の砂場で遊んだ子供が眼病になるというもので、野良猫、野良犬の排せつ物の中にあつた回虫の卵から感染

したものと言われています。

回虫が人間の体内に入った場合、感染後成長することはないが、体の組織中に殻をつくって数か月生存し続け、その間に体の免疫力が落ちるとアレルギー反応が起きたり、目や神経などに好酸球性肉芽腫ができたりするというものだそうです。ふん害被害を受けておられる方は、猫の嫌がるものなどを設置されたりいろいろ工夫をしますが、元を断たなければ解決せず、解決までに時間がかかることから対策費がかなりかかることも多くあります。

1つ目として、このような猫の被害、苦情、報告はどれくらいありますか。

当町には美しいまちづくり、養老町美しいまちづくり条例が制定され、清潔で美しいまちづくり、良好な生活環境の確保に取り組まれていると思います。この条例2条には、3. 飼い主。犬及び猫等を所有し、飼育し、または管理する者、8としてふん害。飼い犬等のふんにより他人が所有し、占有し、もしくは管理する土地を汚すことをいう。第5条には、他人の土地でふんをしたときは直ちに回収しなければならない、9条、町の債務として必要な施策を策定し、実施しなければならない、10条では、指導助言、必要な指導及び助言を行うことができるとあります。

2つ目として、この条例では飼い主と限定したものになっていますが、このような野良猫、飼い主のいない猫のふん害、被害に対しても、町では必要な施策や指導をされていますか。

3つ目として、施策や指導をされているのであれば、当町ではその周知はどのようにされていますか。

他の市町の例ではありますが、ホームページに対策例など提示されている市町があります。例えば東京町田市では、ルールをはじめ地域猫サポーターの実施のことが提示されています。川越市では猫が庭に入らないようにする方法や、ルールとマナー、譲渡の方法など実施、提示されています。いわき市では猫の飼い主の義務、そして猫を室内で飼おうのリーフレットもデータとして提示されています。見解をお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、清水議員の御質問につきまして、実務的な内容でございますので、私のほうから御回答をさせていただきます。

犬や猫等の愛護動物の取扱いについては、動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護管理法において、動物の所有者等が遵守すべき責務や動物の適正な飼育のための規制等が定められています。また、県では、動物愛護管理法に基づき動物愛護管理推進計画が定められ、不適正な飼養の事案については、県による指導や助言、報告徴収、立入検査等が実施されております。なお、市町村には、そのための必要な協力を求められています。

1点目の御質問の野良猫、飼い主のいない猫の対策における町へ寄せられた相談件数

として、今年度は野良猫等に係る相談は10件ほどあり、主なものとしては子猫の捕獲及び保護5件、ふん尿被害による苦情3件、その他相談等2件であります。

次に、2点目の御質問の必要な施策や指導について、まずふん害に関する相談においては、その原因が飼い猫である場合や飼い主のいない猫で餌を与えられている事実が判明する場合は、西濃保健所へ通報を行い、保健所と連携し事実確認と適正な飼い方指導を行っています。現在、町職員による野良猫等の捕獲作業は行っておりませんが、飼い猫等で飼養が困難になった場合や、住民により所有者不明な野良猫等が捕獲・保護された場合は、保健所への引取り方法などを案内しております。

また、道路等で交通事故等による所有者不明の負傷動物やへい獣の収容を行っておりますが、猫の収容数は全体の約3割から4割程度あり、実績として令和元年度は140件、令和2年度は102件、今年度は現時点で78件であります。

その他各地区の環境保全のための啓発看板、犬のふん害防止などですが、それらの看板の貸与を行っております。今年度は各地区からの申請により、9地区で24枚の看板が設置されました。

最後に、3点目の施策や指導の周知に関しましては、現在、町ホームページでは、ペットの飼育のページで主に犬の飼育に関する事項を掲載しております。議員御指摘のとおり、動物愛護と良好な生活環境を適正に保つためには、地域住民の方々からの情報収集や、その対策への道筋を分かりやすく示していく必要性から、猫に関する事項についても充実を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 指導をされておられるとのことで、対策の道筋など町民への周知をお願いしたいと思います。

先日、この議場で行われた子ども議会の発表の中で、町民憲章には美しいという言葉が繰り返し入っている。美しい養老町をつくることは観光のPRだけでなく、自分たちが暮らす町にさらに誇りと愛着を持つことができると生徒さんたちが美しい養老町づくりについて提案をされました。

犬猫以外を含め、注意を促す部類の町のこのような看板も、一度立てるとそのまま未永く立てられてしまうものですが、古くなったり倒れていたりする場合があります。設置されたときの問題が、現在では解決され必要ない場合もあるかもしれません。本当に美しい町並みはごみ、雑草などはもちろんですが、注意看板もない、少ない町であると思います。養老町に来町された方から見ても、古い看板は寂れた手の入っていない町を想像させるものです。住みやすい美しい環境であると感じる町が理想であると思います。今後看板をお渡しする際に、問題改善後の看板についての旨をお伝えしてはどうでしょうか。子ども議会の答弁の中に、定期的に町内を巡回しているとありました。気づかれ

るようでしたら区の方に声かけしてくださるということはできますか。猫対策を通じ、美しい養老町づくりに私も提案させていただき、質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、2番 清水由美子君の一般質問を終わります。

次に、11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） ただいま発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大きな項目としては、教育行政についてでございますが、質問項目としては4点質問いたしたいと思っております。

現在の養老町教育行政についての課題はどのようになっておられるのか、私なりに情報収集した結果、町当局としてどのように取り組んでいるのか、またどのように取り組んでいく方針なのか、教育環境充実のため、次の4点についてお尋ねをいたします。

1点目としては、教科担任制の導入についてであります。

文部科学省が来年度から公立小学校の5年・6年生で本格的に教科担任制の導入を進めるとメディア報道がありました。優先的に導入を促すのは外国語、すなわち英語、理科、算数、体育の4教科で、クラス担任が全ての教科を担当する学級担任制から大きく転換する取組でございます。

目的としては、児童の学力向上、複数の教員が関わることで多面的に児童を見ることができ、中1ギャップの緩和、教員の働き方改革を上げております。中でも、教員が得意な科目を教える、また教える教科を絞れば専門性や指導力が上がり、児童の学力向上が期待できることが大きいとしております。

学校における導入形態としては、1. 授業交換型、学年内や学校内での授業を交換する、連携型、近隣学校の教員と連携をする、3. 追加型、専科教員の加配を受ける、4. TT型、チーム・アンド・ティーチング、学級担任と専科教員と一緒に授業を行う、以上の4つの形態が想定され、導入に際しては各自治体、学校の実態に合わせ実施が期待されております。導入する教科や導入形態は指定をされておられません。

具体的メリットとして、担任が全ての科目を教える学級担任制では、各教科の各単元の授業を行うのは1年に1度だけ、それが教科担任制になると1年間で複数回同じ単元を教えることとなります。一度の準備で3回、4回と授業ができるのでその質も高くなります。先進校で取り組んでいる教員の感想としては、特定の教科を指導することで専門性を高めることができる、教える教科に特化して教材研究ができるのでより深い研究ができ、そのことによって授業が充実した、また複数のクラスで授業をすることにより指導の工夫を日常的に行うことができた等々多くの体験談、本当に効果的だったという体験談がございます。一方、課題もあろうかと思っております。時間割調整の複雑さ、教員の不足、現在日本の小学校の3分の1は小規模学校だといわれています。1学年1学級という小規模学校での導入について相当の工夫が必要である。また、保護者の受入れ、いわゆる

教科担任制の狙いなど周知、理解を得る必要がある。また、専科教員の居場所づくり、教科担任制に伴い、追加配置された専科の非常勤講師や学級を持たない専科教員は、学校で居場所がないという感情を抱き得るし、実際職員室に自席がない先進例があり、意図的な学校での居場所づくりが必要であるといった報告があるのが現状です。

これらを踏まえ、当町の考え、今後の方針をお尋ねいたします。

2点目といたしましては、授業時数特例校制度導入に対する取組姿勢はであります。

この政策は、小・中学校等申請事業であり、特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する小・中学校等が文部科学省に授業時数特例校指定申請書を提出して、指定を受ける必要があります。総枠としての授業時数は引き続き確保した上で、カリキュラムマネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科ごとの授業時数の配分について、一定の弾力化による特別の教育課程の編成を認める制度であります。

学年ごとに定められた各教科の授業時数について、1割を上限として標準授業時数を下回って教育課程を編成し、別の教科等の授業時数に上乘せすることができるとしております。対象となる教科等は、小学校が国語、社会、算数、理科ほか10教科、中学校が国語、社会、数学、理科ほか計8教科となっており、年間標準授業時数が35単位時間以下の道徳や特別活動は対象外であります。充実する学習内容の例として、学習の基礎となる資質能力の育成、現代的な諸課題に対応して求められる資質能力の育成が上げられております。当町の取組方針を伺います。

3点目、教員の働き方改革について伺います。

一般県教育委員会が調査した今年の4月から7月の教員の労働時間は、新型コロナウイルス感染拡大による休校などの影響がなかった2019年度と比べて減少傾向にあると、一方、残業時間が月に45時間以上の教員が中学校では半数以上いるなど、働き方改革の推進はいまだ道半ばの状況であり、今後自動採点システムをはじめとする情報通信技術、いわゆるICTを活用した改革の効果が期待されております。

この数字は、県の平均でございます。

県教委は、郡上特別支援学校の男性講師が上司から叱責等を苦に自殺し、公務災害に認定されたのを機に2017年に教職員の働き方改革プランを策定、長時間勤務の解消や労務環境の改善を図ってきたところではあります。今回の調査では、4月から7月の4か月の平均で、残業時間は2019年と比べて小学校で15%、中学校では17%減少しました。一方、改革プランでは、残業時間を月45時間を上限としておりますが、45時間を上回る教員は小学校で約40%、中学校では56.8%と半数を超えておりましたし、過労死ラインとされる月80時間を超えている教員が小学校で3%、中学校では11%いることが分かりました。これもいずれも県の平均でございます。

また、県の教育委員会で、本年度教員の負担が重い部活動を外部コーチらに任す地域移行を継続し、ICTを活用した遠隔指導も進めております。さらに、県教委内にIC

T教育推進室を新たに設置し、タブレット端末を活用した授業改善や公務の効率化を支援しております。県教委は着実に勤務時間は減少しておるが、公務も業務内容を不断に見直し、学校や県職員を支える体制を整備していきたいとしておりますが、当町の実態はどうなのか、また今後の方針をお尋ねいたします。

4点目としては、先月24日、愛知県弥富市立中学校であってはならない悲しい刺殺事件が発生しました。新聞報道によると、昨年9月にある事案について不満だったことを本年2月に先生に相談していたことが分かり、その時点で問題解決に至らなかったようであります。生徒自身の心の問題、生徒間のいじめやトラブルの実態把握等、生徒指導の難しさを改めて実感しているところでございます。

この事件後の本町の生徒、PTA、地域への対応はどのようにされたのか、また今後の対策を伺います。

○議長（北倉義博君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 田中議員の御質問にお答えします。

全部で4点ございましたので、順に1つずつお答えさせていただきたいと思っております。初めに、教科担任制のことについてです。

今年度、町内の小学校7校中6校に加配が配置されています。算数の少人数指導、児童・生徒支援、英語専科加配、図工や理科の教科担任加配があります。教科担任制に直接関係する加配は英語専科加配や図工、理科の教科担任加配で、常勤と非常勤の講師が配置されました。これらの加配教員の配置により、小学校における教科担任制が一部実現しています。また、加配がない学校は教頭や教務主任等が理科や体育、社会等の教科を教えています。

少人数指導の効果としては、算数の評価問題の正答率が85%以上になったと報告があります。教科担任制による専門性の高い授業では、「授業内容がよく分かる」「授業が楽しい」と児童がアンケートに回答しています。教科指導や実験の準備、ワークシートなどの作成を加配が行うことで担任の空き時間ができ、教員の働き方改革の推進にもつながっています。教員の得意とする教科の指導性を生かした学習指導は、児童にとっても教員にとってもよい効果が出ています。

議員の御指摘の課題のうち、最も現場で問題となるのが加配の配置そのものが全ての学校に行き渡っているわけではないことです。現場の教員からは、加配の配置要望が出ていますので、町教育委員会としても県教育委員会と共に教員の確保・増員に向けて、国、文部科学省へ要望しています。

続いて、2点目です。

授業時数特例校制度は、文部科学省に申請し、特例校として認められることが必要です。本年8月より申請の受付が始まりましたが、本町の学校からは特例校の申請は出ていません。

授業時数特例校制度は、学習指導要領に示された教科ごとの標準時数の1割を上限として下回って教育課程を編成し、別の教科に上乘せすることができるもので、教科ごとの時数配分を弾力化して特別の教育課程を編成する制度です。例えば週4時間の算数を例に考えると、年間で140時間、その1割、つまり14時間を減らし別の教科、例えば国語の授業を増やすことができるというものです。カリキュラムをマネジメントし、教育課程を独自に編成するためには、児童・生徒の実態を分析し、十分な研究と検討を重ねて実践につなぐ必要があります。特例校の申請は学校の意向ですが、多忙な学校現場ではその時間を取ることができないのが実情です。現在は、確実に学習指導要領の内容を指導するために、標準時数に沿って学習指導を進めることを優先しております。

3点目です。教員の働き方改革についてです。

県の教育委員会は、平成29年度から教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針を策定しています。今年度は教職員の働き方改革プラン2021が策定され、これに基づき本町も教職員の勤務の適正化に向けて取り組んでいます。

直近3年間の超過勤務状況を比較しました。6月、7月、9月、10月、11月の5か月の平均時間外勤務時間、それを令和元年度、令和2年度、令和3年度と比較してみました。令和元年度は養老町は69時間14分、令和2年度は56時間44分、令和3年度は49時間38分と年々減少しています。

本年度9月の超過勤務状況を西濃地区の平均と比較しました。小学校は西濃地区の平均が36時間9分、養老町が38時間57分、中学校が西濃地区平均が38時間38分、養老町が48時間52分でした。

小学校は、西濃の平均と同レベルで超過時間が減っていますが、中学校では西濃平均よりやや多いのが現状です。中学校は、9月に期末テストがあり通知表の作成を行っていますが、超過勤務が多くなる傾向があります。学校の努力により勤務の適正化が進んでいると考えられますけれども、依然課題はあると考えています。

学校では、水曜日をノー残業デー、早く帰る日として定着してきました。また、行事の見直しを図り、会議の短縮、教材を共同で使う、ICTの活用、様々な工夫をしています。中学校では、部活動の実施日を土・日どちらか1日にし、朝部活をなくし、普通日の活動を3日間に限定することで働き方改革を進めてまいりました。しかし、授業の準備や生徒指導の問題対応、成績処理にはどうしても時間がかかります。そうした中、勤務時間の短縮はしても、教育の質は保持しなければならないという難しい問題もあります。そこで校長会と連携し、町全体の行事の見直しや教育課程の編成における工夫はできないかと今検討を重ねています。時間短縮と教職員のやりがいの両立という難しい問題に向けて取り組み、質の高い教育の実現を目指していきたいと考えています。

4点目です。弥富市の事件を受けてですが、初めに弥富市の事件で亡くなられた生徒にお悔やみを申し上げますとともに、御家族や関係者の深い悲しみをお察しし、哀悼の

意を表したいと思います。

さて、本町教育委員会は、事件を受けて安心・安全が担保されなければならない学校として何ができるかを考え、翌日には次の確認を学校に指示しました。

1つ目は、はさみ、カッターナイフ、刃物等の管理状況の確認です。カッターナイフは学校保管のものを使用しているか、個人持ちの裁縫道具や彫刻刀は施錠できる場所で保管しているかなどです。

2つ目は、始業前・休み時間などは児童・生徒の見届けをちゃんとしているかということです。始業前は児童・生徒が来る前に担任が教室で待っているか、休み時間は基本的には外遊びをしています。体調不良で教室に残る場合は、誰か職員が一緒にいるような配慮をしているかということを確認しました。

3つ目は、心のアンケートの再点検です。学校では、毎月児童・生徒の悩みやいじめはないかなどのアンケートを取っていますので、直近のアンケートを再点検し、悩みを抱えている児童・生徒の現状を確認しました。アンケートを朝行い、管理職がチェック、その後、指導の見通しを学年主任や担任に指示することにしています。児童・生徒の思いを大切に、その日のうちに教育相談を行い、相手がいる場合は問題解決に取り組みます。そして、下校するときには悩みが解決しないまでも、少しは軽くなって家路に就けるよう努めています。今回は事件を受けて、その後の経過を確認するように指示をいたしました。

事件の全容がはっきりしない中、PTAや地域の方にお伝えすることはできないので、学校でできることを全力で取り組みました。今後の対策としては、学校にある刃物の管理を徹底するとともに、危険なものを持ち込まないように見届けていきますが、よほどのことがない限り持ち物検査をするわけにはいきません。そこで、これまで取り組んできた心の健康状態の確認と、教育相談体制の充実を継続して徹底するよう努めていきます。また、児童・生徒が打ち明けるのを待つのではなく、気になる表情があったら声をかけ、教育相談体制を充実させていきたいと考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 再質をいたします。

コロナ禍の中で、町内小・中学校へ寄せていただくことがままならず、ただいまは教育長より詳細回答いただきました。現状実態がよく分かりましたし、現場の努力に頭が下がる思いでいっぱいです。

さて、先ほどの回答の教科担任制の取組に対して、町内小学校7校中6校に加配配置されておいて、加配のない残り1校も教頭や教務主任が加配の代わりに頑張っておられる。教科担任制が一部実現されて効果も実感されており、誠にありがたく思っております。

そこで文科省は教科担任制実現のため、4年間で教職員定数を段階的に8,800人程度増加する方針を出しております。来年度予算の概算要求に初年度分として2,000人を盛り込み、専科指導教員を計画的に配置していく予定でございます。現実的に公立小学校は全国で約1万9,000校あり、計画的に進んでも学校の半数分にも満たない現状であります。そして、専科指導員を増やすことは決まっておっても、それだけの人材をどう確保するのか、国も自治体も見通しは立っていないとメディア報道しております。ある識者は、教科担任制は教員の働き方改革の意味もあるが、各校に専科指導員教員が入らないと実現できないだろうと見ておりますし、既に独自で加配している自治体もありますが、その運用はそれぞれの目的で行われており、教員が増えた分学級数を増やして少人数学級の実現を進めているところもあり、学校によって運用を大きく変えなければならないケースもあると指摘されております。

教育長は、本年3月10日、教育委員会令和3年度の予算説明会の資料の中、②として重点施策を踏まえた6事業の概要の中で、児童・生徒が安心して学ぶことができる環境づくりとして、令和3年度は県費の加配教員20名、非常勤職員を18名配置、小学校高学年担任の授業負担を軽減する教員非常勤3名を配置すると説明を受けました。現状は予定どおり進んでいるのか伺います。

次に、教員の働き方改革に関しては、先ほど数値の説明がありましたように、養老町内先生方の時間外労働、いわゆる残業時間は年々減少傾向にあります。やはり中学校においては特別な事情があるかと思えます。より一層の努力が必要であると認識しております。

私は、部活動指導が一番先生方の負担になっているのではないのでしょうか。飛騨市が中学校の一部の部活動について来年度から休日の活動を教員以外の地域の指導者が担当する地域部活動化の試行を始め、2026年度に平日の活動も含めた完全移行を目指すとしておりますし、海津市が国の方針を受け、中学校の休日の部活動について1年前倒して実施すると、そして地域移行後の指導者については市が開催する講習会を受講し、指導していただくと両市の動向記事がメディア報道ございました。休日の学校部活動の地域への移行は、文科省が2023年度以降に段階的に進める方針を示しておりますが、養老町の現状、今後の構想はどのように考えておられるのか伺います。

4点目の弥富市市立中の事件に関して、事件発生後即行動を起こされ、適切な対応と評価しております。

今回の事件を自分なりに受け止めると、大きな2つの視点が必要ではないかと考えます。1点目は、2年も続くコロナ禍での学校、家庭、地域での教育環境であります。2020年5月に公表された国立成育医療研究センター「コロナ×こどもアンケート中間報告」では、子供たちが相談したいことの間いかけに対し、「学校や勉強のこと」が44%、「友達のこと」が27%、「自分の体や心のこと」が23%、「家族のこと」が19%と結果

が公表されております。子供たちの不安やストレスに心のケアを丁寧に行うなど、手厚い教育、また子供の成長を優先させ、学習とともに子供たちの人間形成、遊びや休息をバランスよく保障する柔軟な教育が求められていると思います。

2点目としては、学校で行われたアンケート内容が学校職員や教育委員会との共有が欠如していたことであります。どんなに時代が変わっても思春期があり、向き合い、乗り越える力を学校や家庭、地域に求められることでもあります。思春期において何かしらの形で子供たちは大きな、また小さなSOSを指しております。特に学校現場においてのSOSのシグナルを早い段階で受け止め、寄り添い、適切な指導を願います。この件に関して教育長、コメントあれば再度求めます。

○議長（北倉義博君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 田中議員の再質問にまずお答えしたいと思います。

1点目、加配の配置状況です。

県費加配教員20名、県費の非常勤教員18名及び小学校高学年の授業負担を軽減するための非常勤講師3名、それらの加配等に関しては、予定どおり県のほうから配置していただきました。また、そのことに加えて町独自で小学校に支援員を30名、中学校に4名配置していただいています。この支援員は、学級で落ち着かなかったり立ち歩いたりする、そういう児童・生徒がいたとき、個別の支援を必要とする児童・生徒のための活支援を中心として行うこととしています。このことにより児童・生徒が落ち着いて学習に取り組み、担任の負担も軽くなっているという効果が出ています。

2点目、中学校の部活動地域移行についての御質問についてです。

中学校の部活動は、働き方改革の推進において負担となっています。そこで土・日の部活動を地域に移行し、連携して部活動を進める体制づくりが求められています。

本町では、中学校の部活動指導の負担を軽減するため、社会人指導者の配置に取り組んできました。高田中、東部中それぞれに10人の枠を用意し、支援していただきました。この仕組みをさらに広げ、地域で生徒の活動を指導していただく体制を整えることを目的として、地域連携型部活動の体制づくりを目指しています。具体的にはスポーツ少年団指導者、社会人指導者、保護者等の指導者に部活動の指導をお願いする体制づくりです。

現状は指導者の確保が課題です。協力していただける指導者が見つかった部から順次移行していくようお願いして体制を整えたいと考えています。また、生徒数の減少を踏まえて、町内2校の合同部活も検討していく必要があると考えています。少しでも子供たちのこのスポーツをやりたいという思いに応えることができるよう学校や各種団体と協議していきたいと考えております。

最後、田中議員がおっしゃられた子供たちの思春期の様々な悩みや心の揺れに対して、教師が寄り添い、そして一人一人を真に大事にしていくというその活動については、教

員である以上、本当に一番大事にしなければならないところだと思っています。働き方改革も授業及び子供に向き合う時間を確保することを目的としてスタートしております。私たちは何よりも子供たちの思いを大切に、学校で先生方がそのことに向かえるように教育委員会としても支援してまいりたいと思っています。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 再々質問で、まず加配についてでございますが、加配の配置について全ての学校には行き渡っていないということで、現場の先生のほうから要望が出ているというようなことで、我々議会に対して何か行動してほしいということがあれば、また即対応していきたいのでよろしく願いいたしたいと思えますし、部活についても徐々に計画的に地域移行が進んでいるようですが、私は直感的にややPR不足のような、地元に対してPR不足のような感じがしております。今後は先ほど回答がありましたように課題解決に向けて各種団体と協議をされ、一刻も早く地域移行を実現されるよう望んでおきます。

終わりに際しまして、私直感的に思うことは、今教育現場の諸先生方は本当に大変大きな節目、試練に立たされているように感じております。近年プログラミング教育に始まり、GIGAスクール構想によるタブレット等導入、ICT関連部門の技術習得や指導、そして現在も続いている新型コロナウイルス感染症予防対策等々、多くの課題が先生方に降りかかっていると、今一番大変で重要な職業ではないかと、このように認識しております。諸先生方が各問題、課題を一人で抱え込むことなく、児童・生徒、先生方の皆さんが、何でもいつでも気軽に話せる明るい学校生活になるよう切に願って私の質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、11番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

次に、9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、町国際学習会館休館後の対応について質問させていただきます。

高田商店街の一角に、養老町の国際交流の拠点である国際学習会館があります。平成5年国際交流を推進し、住民の国際感覚の醸成と資質向上を図ることを目的として設置され、28年ほどが経過しています。開館以来、国際交流事業の拠点として利用され、国際資料の展示や町内向けの外国語講座をはじめ、町在住外国人のための日本語講座なども実施されてきました。しかし、この令和3年4月からはそうした事業が中央公民館に移管され、会議室の貸出しが業務の中心となっております。また、令和3年9月には施設が休館となり、これに伴って会議室の貸出しも停止されております。その背景には、施設利用の中心が国際交流を目的としたものであるため、稼働率が年々伸び悩んだことや、修繕をはじめとする維持管理費がかさんできたこと、さらに町全体の公共施設廃合

の問題があることは聞き及んでおります。

しかしながら、私は今後グローバル化が進む養老町にとって、国際交流は大変重要なものであると考えております。また、公共施設の有効利用は財政状況が逼迫している現状において重要課題であります。そのため問題点を的確に把握し、ほかの類似施設との統廃合を含めた整理を選択肢に含めて検討することが必要です。ただ、その一方で将来の方向を定めるには、現在の施設を利用しておられる方々の意見も大切にしなければなりません。こうした町国際学習会館の休館後の対応について、設置目的や費用対効果、利用者の意見を踏まえた総合的な検討を早急に行うべきと考えます。

そして、町として、この施設を今後どのように取り扱うのかを明確にさせていただきたいと考え、3点質問をさせていただきます。町長及び執行部の見解をお伺いします。

1点目、町国際学習会館を現状維持するために必要となる費用の見通しについて、具体的な数字があればお示してください。

2点目、町国際学習会館が令和3年9月で休館に至った経緯について、どのような問題があったのでしょうか。

3点目、ほかの公共施設との役割分担についてです。現在、国際交流事業は中央公民館に移管されていますが、当施設と公民館等ほかの公共施設の役割をどのように整理されているのでしょうか。

以上、3点について明確な答弁をお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 西脇生涯学習課長、自席にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 早崎議員の御質問に対して、館長の私のほうからお答えさせていただきます。

国際学習会館の現状の年間維持費用としましては、電気料など光熱水費が約82万円、火災保険を含む施設管理・点検費用が約14万円、インターネット使用を含む通信費として約14万円、その他機器のリース料、消耗品、施設維持修繕を合わせた約9万円、それに人件費として約150万円を加えて269万円が必要となっております。これは令和2年度決算からの金額でございます。

2つ目の休館に至った経緯についてですが、国際学習会館は本町における国際交流の拠点というような形の目的で設置されました。町の少子高齢化、人口減少等により公共施設の維持管理・運営費が町財政を圧迫する中、公共施設の維持・更新の見直しが課題となっております。今後の行政サービスの在り方として、公共施設の選択と集約を行う必要があり、平成29年度頃より町内施設の集約を検討してまいりました。同じ高田地区内に高田公民館、山口会館という町の施設があること、また中央公民館も近くにあることから拠点を中央公民館に移すことが検討され、令和2年度にかけて進められてきました。利用者の多いほかの施設に交流の拠点を移し機能を集約することで、必要となる町内施設の維持管理費用を総体的に減少させることが目的となりました。

こうして令和3年度より国際交流の拠点は中央公民館に移しましたが、地元の方による会議室の利用もあったため、移行期間として半年間は貸館業務を続けておりました。この間に学習会館を利用する地域の方へも周知を進める予定でしたが、コロナ感染症の拡大防止により町内施設の休館や集会の中止により、地元区から住民の方への周知が進みにくい状況となっております。そんなような中で、施設利用の方々には説明の遅れもあり、理解を経てほかの施設に移っていただくことができました。

3つ目の役割分担についてです。

先ほど申し上げましたとおり、国際学習会館は町内の国際交流の拠点として利用されてきましたが、近年の利用者の減少に加えて、経年劣化による施設の修繕に多額の費用が必要となったということもあり、町内の施設統廃合の検討対象となりました。

国際交流の拠点を中央公民館に移したことは、限られた人だけが利用する国際学習会館よりもより多くの人々が利用し、出入りする中央公民館を拠点することで新たな人たちに国際交流についての知見を広めるきっかけとなりました。そんなような可能性を見込んでおります。交流の活動を多くの人々が目にすることにより、町民に国際交流をより身近に感じてもらえるのではないかと考えております。

国際学習会館については、本来の役割をほかに移したことにより今後検討が必要になると考えております。

[9番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 丁寧に御答弁をいただきました。

利用中止に至る経緯もお聞きしましたが、中止の手順としてももう少し丁寧であってほしかったかとの思いはあります。条例によって設置された施設でありますので、周知を十分にしないまま、かつ将来的な施設利用の方向性も定まらない状況で、事実上利用中止になったとはいえ、釈然としないものがあると申し上げておきます。

そこで2点、再質問をさせていただきます。

1点目、公共施設を集約していく必要から町国際学習会館の閉館を検討していることでした。しかしながら、当施設は建築されてから28年ほどの建物であり、法定耐用年数からするとまだ十分に利用価値があります。閉館後は当施設をどのように活用されるのでしょうか。

2点目、国際交流の拠点を閉館し、ほかの施設に集約する中で、養老町の国際交流の多文化共生の充実について、今後どのようにサポートしていかれるのでしょうか。

以上、2点について確認の意味でお伺いいたします。

○議長（北倉義博君） 西脇生涯学習課長、自席にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 国際学習会館の今後の利活用については、現在地元住民を交えて施設の再利用について検討中でございます。まずは地域で独立的・

継続的に利用できる団体等があれば、活用していただくよう働きかけていきます。そちらでの利用が難しいということになれば、公募などの方法で施設利用者を募集するなど検討・協議してまいります。

2つ目の国際交流の拠点は中央公民館に移設され、養老国際交流協会の活動や日本語教室、外国語教室もそちらで開催されております。今年度に関しては、コロナ感染症の影響もあり受講者が集まらずやむなく開催されなかった講座もありますが、近年は外国語に対する関心も多く、コロナ終息後は以前と同様に開催できると見込んでおります。

国際学習会館は駐車場が狭く、近い方が集まるにはいいのですが、町内外から広く人を集める事業等を行う場合には、中央公民館のほうがより適していると考えております。今後町内外に広く開かれた交流を行う上で、拠点にこだわらず活動していくことは多文化共生を広めていくということにつながると考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 詳細に御答弁をいただきました。

高田商店街の活性化の見地からすると、残念ながら店舗数の減少が明白です。公共施設は、地域振興の核として役割があるはずですが。行政の効率化の視点から整理・統合はやむを得ないとしても、廃止後の建物等は何らかの形で有効すべきものと思われまます。国際学習会館休館を機に、町民の方々からは、町に頼るだけではなく私たちも力を合わせて盛り上げていかななくてはならないという意見も多く聞き及んでいます。先ほど御答弁がありましたとおり、できれば地元住民の活力の導入により、当該施設が新たな地域の魅力を生み出す拠点になってほしいと期待して質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、9番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時30分といたします。

（午後2時22分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

ただいま大橋孝町長から発言の訂正の申出がありましたので許可します。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の御質問の中で、療養明けの公務に復帰した日にちをどうも10月1日と申し上げたようでございますけれども、正しくは11月1日でございますので、訂正しておわびを申し上げます。

○議長（北倉義博君） 次に、6番 長澤龍夫君。

○6番（長澤龍夫君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に基づき、テレワーク施設について質問いたします。

テレワーク施設の改修事業は、養老町の若宮地内に建設されている養老町地域福祉セ

ンターが休館状態であり、その跡地を利用して改修工事を行い、新たにテレワーク施設として新事業を実施するものであります。

この事業においては、5月14日に臨時会が開催し、地方創生テレワーク推進事業が計画され、国庫補助金7,350万円、一般財源として1億1,386万円、合計1億8,736万円補正増になる。内容としては、事業費44万円、委託料1,947万8,000円、工事請負費として1億6,744万2,000円計上され可決いたしました。

また、7月27日に再度臨時会が開催され、その内容については契約の目的、テレワーク施設改修事業、契約の方法は随意契約で公募型プロポーザル方式であります。

なお、プロポーザル方式とは、ちょっと調べましたので、内容を説明します。

様々な入札形式、発注形式のうち特に業務の内容が技術的に高度なものや専門的な知識が要求されるものに利用されるのがプロポーザル方式入札と言われるものであります。高い知識や企画力を要求される分ハードルは高いと言えます。提示した価格だけで落札者が決まるわけではないため、受注すれば大きな利益が見込まれることです。また、入札は、発注者にとっても、粗悪な業者が安い価格で入札することを避けるというメリットもあります。

契約金額は1億3,139万5,000円、契約の相手方は、養老町の飯田の一般社団法人地域観光資源開発推進機構、そのほかに構成企業として4社に契約されました。

契約期間は、本契約締結日の日から令和4年3月22日まで、事業内容は、養老町若宮地内の旧地域福祉センターです。

事業内容は、デザイン設計事務、建設工事、備品等の設置、施設の維持管理業者・運営に関する事業であります。

以上、5月の臨時会と7月の臨時会の2回にわたり地方創生テレワーク推進事業が上程され、全員の賛成にて可決いたしました。しかしながら、7月27日の臨時会において、テレワーク施設改修事業請負契約締結についての審議中に、一議員から図面の提出の要望があり、採決にて図面提出は否決となりました。民主的な手法による議会の採決で決定した事項にもかかわらず、その後、ある政党支部の広報紙にこの審議内容が詳細に掲載され、図面提出に議員側から反対したことはもってのほか、議会の自殺行為と掲載されました。また、養老議会だよりでは、7月の臨時会で平面図の配付を求めた賛否採決で誰が反対したかも掲載されております。7月臨時会のこの事業については、地域福祉センターを新たな用途として、大規模に改修するための請負契約の選定により設計及び工事を計画するものであり、この時点での事業内容は、この案件が可決されて初めて実施されるものであり、図面の提出要求は地域福祉センター図面の図面そのものであり、執行部から提出を受け、各議員に配付されても何の意味も持たないため平面図の提出に反対したわけであります。

そこで今回の事業について質問いたします。

テレワーク施設とありますが、前段でも述べましたが、億単位の金額を投じ実施する事業であります。議会において説明を受けましたが、養老町民の皆様にも知っていただきたく、どのような施設で、どのようなことを実施するのか説明願います。

また、入札業者は3者あり、現在の業者に決定されましたが、プロポーザルによる3者の採点がなされ、3者の点数等現在の業務に至った内容についても説明願います。

10月中旬に、地域福祉センターは今どうなっているのか見学に行つてまいりました。ちょっと図面では見にくいんですけど、既に足場が組まれ、改修工事への状態になっております。

7月の臨時会から約4か月が経過し、7月に図面の要望があった旧地域福祉センターと新たに改修されるテレワーク施設の図面を調査依頼書でお願いしておりますので、進捗状況を説明願いたいと思います。この施設を使用していただくに当たり、職員を常駐するには人件費等膨大な予算増となります。当然事業者を選定して業者と委託契約されると思われませんが、業者等はどのような形で実施予定されているのか、説明をお願いします。

以上、4点について質問をお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま長澤議員の御質問でございますが、個別の案件でございますので、私のほうから御回答を申し上げます。

4点御質問いただきましたが、まず1点目、施設での実施内容ということでございますが、当事業につきましては、改修する施設の基本コンセプトとして、町内外の企業または個人などのワークスペースとしての施設。町内外の企業または個人などが自らの技術などの向上を目的として活用するための施設。新たな事業創出ができる役割を担い、地域の新たな人材を創出するための施設。副業やテレワークなど多様な働き方を創出するための施設。地域の経済活動を活性化するための交流などが図れる施設。

また、施設整備の基本方針といたしまして、テレワークなど多様な働き方のニーズに対応した空間を提供する。また、都市部などの企業及び個人などが町内で活動しやすく、かつ魅力のある空間を提供する。サテライトオフィスなど誘致における利便性が発揮できる空間を提供する。企業及び個人などのビジネスマッチングができる場として利用しやすい空間を提供する。地域の学生などが自らのスキルを高めるための場として、また将来地元で働くために必要なコミュニティー構築・情報収集などができる空間を提供するといった以上のことを踏まえた施設としております。

また、最先端のIT技術を活用し、セキュリティー対策を万全としたコワーキングスペース、レンタルオフィススペース、会議室、クリエイターズスペース、個室ブース、食堂及び休憩室、託児スペース、シャワー室を整備し、快適なワーキングスペースを創出するものとしております。

続きまして、2点目のプロポーザルの結果ということでございますが、最優秀提案者の選定につきましては、技術面及び価格面の2つの観点から、公平かつ客観的に評価を行いました。

技術面につきましては、1点目、施工能力、2点目としまして実施体制、3点目、設計・施工の工程等、4点目、安全性確保、また技術提案といたしましてコンセプト、内装・設備・電気・備品、次に既存備品などの利活用、また完成後の施設維持管理・運営計画、地域貢献といたしまして地元産材活用、町内企業比率の10項目900点を満点として審査を行いました。

また、価格面につきましては、最低価格を100点とした比較評価を行いました。

今回の最優秀提案者の各評価点につきましては、技術評価が725点、価格評価が99点、合計824点となっております。

続きまして、3点目でございますが、現在の計画した内容で7月臨時会からの4か月を経過した内容ということでございます。

事業目的として、当該施設をコワーキングスペース、シェアオフィス、サテライトオフィスとしての利用や企業のワーケーションの場としても利用促進を図る。また、当該施設には、厨房、食堂などがあることから、これらを活用し、多目的に利用できる付加価値を持たせ、さらに託児所と休憩室を併設することで様々な働き方に対応できる施設として整備し、養老町へのサテライトオフィス進出やテレワーク移住の促進を図るとしております。

まず図面の左上、旧多目的集会室でございますが、こちらをコワーキングスペースとしております。この場所でございます。

次に、左下、レンタルオフィススペースと会議室でございますが、この辺りです。

旧図書室、児童室、研修室でございますが、こちらは月ぎめで利用できるレンタルオフィス、若い従業員を抱える企業向けに訴求し、施設利用者が共有する会議室を設置しております。

失礼いたしました。先ほどのコワーキングスペースでございますが、内容としましては、部屋のコンセプトを養老公園の自然とわくわくする楽しい雰囲気を実現し、コミュニケーションが活性化するようなスペースとしております。複数人での食事や打合せ、1人のときも資料を広げたいときに便利なファミレス席を設置し、また多目的に使用できる部屋として利用率の高いものとしたいと考えております。

続きまして、クリエイタースペースでございます。上部の中ほどでございます。この辺りです。

「考えるために作る」クリエイターの仕事術をより高次元に再現できる3Dプリンターを準備し、若手クリエイターの利用を促進するスペースとします。

続きまして、右下の旧静養室でございますが、こちらを個室ブースエリアとソロワー

クスペースとしております。この辺りでございます。

個室ブースは契約でもドロップインでも対応できるようロッカーやキャビネットを設置したブースとします。また、壁沿いにはカウンターで作業ができるスペースを設置し、個室ブースではオンライン会議を周りに気兼ねなく行うようなものとしたいと考えております。

続きまして、キッズスペースとしまして、上部中ほどですが、こちらでございます。

キッズスペースは、既存の小上がりを利用してテレビを見たり、ブロックで遊んだりできるものいたします。子育て世代に託児所をより利用しやすく、授乳、おむつ替えのスペースも設置したいと思っております。

続きまして、右上、旧食堂の部分でございますが、この辺りでございます。

グランピングスペースとして食事ができるスペースとします。また、ここで気分を変えて仕事することも可能いたします。施設利用者が自由に使えるキッチンとし、料理教室を開催することも可能な部屋いたします。

次に、仮眠室でございます。これは下段の旧和室研修室、この辺りですね。

仮眠室は和室様式のスペースで、仕事の合間にゆったりと休憩することができる部屋いたします。

最後でございますが、右の中ほど、旧特殊浴場の部屋でございますが、こちらでございます。

施設利用者が使用できるシャワー室、オープンスペースを設置し、リフレッシュするリラクゼーションスペースと併設いたします。

以上が現在進行中の計画となります。

最後、4点目でございますが、事業者の選定ということで現在の状況でございますが、当事業のプロポーザルの内容にもございましたように、施設の維持管理・運営方法についての提案も含んでおりますので、現在受注者と協議を行っているところでございます。より本町にとって最も適した方法にて事業運営が行えるようにしてまいりたいと存じます。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 長澤龍夫君。

○6番（長澤龍夫君） 再質問いたします。

今のところは、事業者と計画しているというような状況ですが、選定業者についてでございますが、賃貸契約を結ばれると思われれます。億という金額を投じてやる施設ですので、賃貸額が大体幾らほどを予定しているのか、またこれからは各家庭でもパソコンやタブレット等でインターネットを通じて業者委託も可能になります。

そこで業者が撤退した場合、施設の利用等はどのように考えているのか、その点についても説明をお願いしたいと思います。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、再質問のほうお答えさせていただきます。

さきの御質問でもお答えさせていただきましたように、受託内容に施設の維持管理・運営方法についての提案も含まれておりますので、現在協議を行っているところでございます。より本町にとって最も適した方法にて事業運営が行えるようにしてまいりたいと存じます。

また、業者が撤退した場合という御質問につきましては、社会情勢や利用者ニーズを的確に捉え、永続的に利用者ができるように町の社会経済活動など発展に寄与できる事業運営を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 長澤龍夫君。

○6番（長澤龍夫君） この事業が養老町発展につながることを祈念いたしまして、私からの一般質問を終わります。以上です。

○議長（北倉義博君） 以上で、6番 長澤龍夫君の一般質問を終わります。

次に、12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） お疲れとは思いますが、今しばらく御拝聴のほどお願いいたします。

2点について質問をいたします。

福祉推進員制度の導入について、福祉推進員という言葉、初めて聞かれる方もあろうかと思えます。この福祉推進員制度は、地域において生活されております独り暮らしの高齢の方、高齢者世帯の方、要介護状態の方、障害者を抱えておられる方々、弱者の方々が地域において安心して暮らせるための地域づくりの役割を担って推進していくことを目的に実施をされております。

これはちょっと見にくいですが、越前市の図面でございます。

この制度は、戦後の混乱期の昭和23年に民生委員を補佐し、活動に協力をする役割として、全国に先駆けて横須賀市で社会事業協力員として制度化されたのが始まりであります。民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、地域において住民の立場に立っていろいろな相談に応じ、援助を行い、福祉の増進を努める方々です。民生委員は150戸から200戸に1名が配置されております。

養老町においても1人で数地区にわたって担当されております。地域の情報が民生委員では十分に把握されていないのが現状であります。大垣市においては、平成3年に福祉協力員という名称でスタートをし、当初は1自治会1人の設置でしたが、地域に根づいた活動が認められ、福祉推進員と名称を変更し、50世帯に1人の割合で設置されることとなっております。

また、各20地区の福祉推進員の代表、副代表が集まり、各地区相互の連携、情報交換を目的に福祉推進連絡会が開催をされております。平成20年度からは、連絡会の中にいきいきサロン部会、災害救援部会、見守りネット部会が設立をされ、きめ細やかな地域福祉活動が推進をされております。

養老町では、平成22年3月に第1次の地域福祉計画が策定をされております。その中では、福祉推進制度の創設が掲載され、地域の福祉ニーズを把握し、適切な支援へと結びつけるため、自治会を単位とする福祉推進員の設置についてを検討します。

福祉推進員の役割としては、民生児童委員、主任児童委員、障害者相談委員などを補助するとともに、より小さな地域に配置されることから、地域様々な福祉活動の企画に関わり、参加することによって気軽な相談相手となり、より身近でニーズを把握することができると思われております。

主な活動団体としては、養老町社会福祉協議会となっております。

平成27年の第2次福祉計画の中では、それぞれの地域自治町民会議等において、必要性に応じ検討を行うということになっております。今年3月に発行されました地域福祉計画でございますが、この中にも同じように掲載をされ、一向に実施するというような段階にはなっていないのが現状であります。

私が調査した結果、西濃地域においては大垣市、池田町、大野町、揖斐川町、輪之内町、神戸町、関ヶ原町、垂井町、海津市が実施をしております。実施していないのは、養老町と安八町だけであります。

第1次の地域福祉計画からもう13年が経過をしております。

そこで次の質問をいたします。

当町の福祉推進員制度の導入は実施する考えはあるのか。2点目、事業主体はどこになるのか。3点目、実施地域推進員の人数はどのように考えておるかを質問いたします。

○議長（北倉義博君） 近藤健康福祉課長、自席にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから御回答を申し上げます。

福祉推進員は、既に制度を導入している市町では気がかりな人を対象としたふだんの見守り活動、必要に応じた困り事の聞き取り、問題事例を発見した場合に、民生委員・児童委員に連絡するという活動をされています。

少子高齢化で独り暮らしの高齢者が増える中、民生委員・児童委員よりも身近な住民の福祉ニーズを把握することができると思われるため導入してまいりたいと存じます。

続きまして、実施主体につきましては、事業の実施主体は西濃圏域で既に設置している市町では社会福祉協議会であるため、町社会福祉協議会及び町民生児童委員協議会と協議を進めてまいりたいと考えております。

さらに、対象地域、人数についてでございますが、まずは令和4年度から笠郷地区を

モデル地域として、人数につきましては民生委員と同数から進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） ただいま導入するという考えで令和4年から笠郷地区から始めるという回答でございましたが、その他の地域、特に自治町民会議がない地域においてはやはり区長会が主体になると思っております。この来年から笠郷地域において実施するといういろいろな要綱、条件等はあるかと思っておりますので、それぞれを各地域の区長会にも同じような体制で行っていただきたいということをお尋ねしますが、その考え方。

そうしてから、社協、民生委員ということでございますが、行政、自治会、民生委員、これをしっかり連携していただいて、地域の中で弱者の見守りをしていくのがこの制度でありますので、民生委員1人に対し1人ということではなく、西濃地域の自治体を見ておりましても30戸から60戸に1人を配置しておりますので、将来的にはそのような考え方を持って体制を整えていただきたいと思います。その考え方をお尋ねいたします。

○議長（北倉義博君） 近藤健康福祉課長、自席にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） 今の御質問にお答えいたします。

身近な住民の福祉ニーズを把握し解決するためには、各地区での情報共有を図ることは大切なことであると考えます。自治町民会議が設置されている地区では、部会等で積極的に情報共有が図られることと思っておりますが、その他との地区も含めて民生委員、児童委員や区長ほか、社会福祉協議会及び町が協働していくことが大切であると考えます。

また、人数に関しましては、まずは民生委員さん1人に対して1人ということで、地域の実情に応じまして今後検討していく必要があると考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） どんな事業をするにおいても伴うものは予算でございますが、あくまでもこの福祉推進員はボランティアということで本人に対しての報酬はないと聞いておりますが、いろいろな会議、また会議を招集するための文書費等は発生しますので、その点の予算措置はどのように考えておられるかをお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 近藤健康福祉課長、自席にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） 費用につきましてはの御質問ですけれど、やはり通信費や交通費等相当分につきましては、それを支弁するような形にしたいと考えておりますが、このことも含めまして町社会福祉協議会等と協議、検討していきたいと存じます。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 次の質問に入ります。

コロナ後のイベント・行事等への対応についてを質問いたします。

まだコロナは終息しておりませんが、岐阜県においても新型コロナ感染者数が激減をし、養老町においてもここ1か月半感染者はゼロということでもあります。

先般、政府が新型コロナウイルス対策で求めている行動制限の緩和案が条件つきで容認されることとなりました。

行動制限の緩和案のポイントとして、1つ、イベントの参加人数は都道府県の感染防止安全計画の提出を条件に制限を撤廃。2. 緊急事態宣言下では1万人、まん延防止等重点措置下では2万人に緩和、ワクチン・検査パッケージ活用なら、これらの制限も撤廃。3. 飲食店は認証店なら緊急事態下でも酒類提供を認め、午後9時までの時短営業と4人以内での会食を要請。重点措置下では時短を要請しない。パッケージ活用では人数制限も撤廃。4、都道府県をまたぐ旅行や出張は緊急事態下においても、ワクチン接種済みか陰性証明があれば自粛対象としないという案が発表されました。

これに併せ、岐阜県も国の方針と同様にイベントの開催制限を見直し、また飲食店においても感染防止対策を行うことを条件に12月1日に解除されました。

そこで、養老町の各イベント・行事等の考え方についてお尋ねをいたします。

また、ワクチン・検査パッケージをどのように活用して、このイベント等をやっていくかお尋ねをいたします。

ワクチン接種証明への対応についてお尋ねをいたします。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） ただいまの松永議員の御質問につきましては実務的な内容でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず緩和措置の考え方でもよろしいでしょうか。

国においては、令和3年11月19日にワクチン・検査パッケージ制度を活用し、感染対策と日常生活の両立に向け、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の状況下においても行動制限の緩和を行っていく旨が示されました。

制度の趣旨といたしましては、ワクチン接種歴や検査結果が陰性であったことを提示すれば、制限緩和の対象となるものでございますが、本町におきましても、事業者のこうした制度を活用し、感染拡大の状況下においても経済活動を両立していただけるよう制度の趣旨や登録方法について周知してまいりたいと存じます。

また、ワクチン・検査パッケージ制度での行動緩和は、緊急事態宣言やまん延防止等の重点措置の状況下において適用されることになっておりますが、事業者が制度を適用する場合は、事前に県への登録が必要になることから、事業者への周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、すみません、もう一点でございますが、ワクチン接種証明の発行につきましては、現在スマートフォンで取得可能なデジタル証明の準備を国のほうで進められております。取得にはマイナンバーカードが必要となるため、マイナンバーカードをお持ちでない方やスマートフォンの扱いに不慣れな方については、接種時にお使いいただいた接種券の右側に印刷されております予防接種済証に接種日時や使用ワクチンの記載があれば御活用いただけます。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方やデジタル証明書の取得が困難な方、予防接種済証を紛失された方につきましては、町にて再発行が可能でございますので、お問合せをいただければと存じます。

なお、詳細につきましては、ホームページや広報等を活用し、周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） いろんな行事が緩和されてきておりますが、養老町は現在もいろんな行事について中止、または自粛をされております。これに追随して、各地区のいろんな行事、公民館祭り等においても、今後自粛するのか開催するのか迷っておられる団体が多々あると思っておりますが、養老町として各地域の行事、どのように今後指導されていくのか。特に私の地元においてもいろんな集会、また宗教行事、祭り、それからお寺の行事等も自粛、または役員のみで開催というようなことになっておりますが、現在緊急事態宣言が解除され、ワクチン・パッケージ等でいろんな行事ができるということでございますので、徐々にこれから緩和をされていくのが通常の生活に戻る一つ的手段ではないかと思っておりますが、その点についてのお考えをお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の再質にお答えさせていただきたいと思っております。

本町の公共施設の利用や町主催のイベント等については、昨年、年末年始の人流が活発化し感染が拡大したことや、オミクロン株という非常に今流行が激しいと言われている株もございます。こういった流行状況などを踏まえて、当面の間は従前の取扱いをさせていただいているところでございます。感染拡大を防ぐため、町民の皆様方には大変御不便をおかけしておりますけれども、この点は御理解をいただきたいというふうに思っております。

感染がこれで落ち着いていくようであればございましたら、年明けに状況を見て、もう一度再考したいというふうに考えておりますので、年明け早々の状況下で判断をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 徐々に考えていくということでございます。感染防止対策をしっかりし、ワクチン・パッケージ等を利用し、自粛が一日も早く解除され、地域が活性化されることを願いまして、私の質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、12番 松永民夫君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は、明日12月17日金曜日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後3時10分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月16日

議 長 北 倉 義 博

議 員 野 村 永 一

議 員 田 中 敏 弘